

茨城県介護員養成研修事業指定要綱

令和6年4月1日改正

茨城県福祉部 長寿福祉課

目 次

1	介護員養成研修事業に係る申請等フロー	1
2	茨城県介護員養成研修事業指定要綱	3
様式 1	介護員養成研修事業者指定申請書	9
様式 2 - 1	修了証明書	10
様式 2 - 2	修了証明書(携帯用)	11
様式 3	介護員養成研修事業者指定変更承認申請書	12
様式 4	介護員養成研修事業者指定変更届出書	13
様式 5	介護員養成研修事業廃止・休止届出書	14
様式 6	介護員養成研修事業再開届出書	15
様式 7	介護員養成研修指定申請書	16
様式 8	研修カリキュラム	17
様式 9	講師担当科目一覧表	19
様式 10	講師履歴書	20
様式 11	実習施設設置者承諾書	21
様式 12	介護員養成研修指定変更承認申請書	22
様式 13	介護員養成研修指定変更届出書	23
様式 14	介護員養成研修休講届出書	24
様式 15	介護員養成研修事業実績報告書	25
様式 16	出席簿	26
様式 17	修了者名簿	27

3	茨城県介護員養成研修指定基準及び運営指針	28
別紙 1	演習必要教材一覧.....	37
別紙 2	科目別講師要件一覧.....	38
別紙 3	講師要件の詳細.....	46
別紙 4	介護員養成研修事業における免除科目及び時間.....	90
別紙 5	実習の取扱い.....	104
別紙 6	受講証明書.....	106
別添 1	介護職員初任者研修における目標、評価の指針.....	48
別添 2	生活援助従事者研修における目標、評価の指針.....	68
別添 3	介護職員初任者研修を受講する場合の科目の免除について.....	92
別添 4	生活援助従事者研修を受講する場合の科目の免除について.....	101
別表 1	通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間.....	89
別表 2	研修機関が公表すべき情報の内訳.....	107
参考 1－1	修了評価表（介護職員初任者研修課程）.....	87
参考 1－2	修了評価表（生活援助従事者研修課程）.....	88
参考 2	実務経験証明書.....	103
4	介護員養成研修事業者の申請手続き等について	109
5	記載例	118

介護員養成研修事業に係る申請等フロー

1 基本的な手続き

手続き	留意事項	備考
<p style="text-align: center;">事業者の 指定申請</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p style="text-align: center;">指定</p> <p style="text-align: center;">研修の 指定申請</p> <p style="text-align: center;">審査</p> <p style="text-align: center;">指定</p> <p style="text-align: center;">研修実施</p> <p style="text-align: center;">研修の 実績報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受講生募集の2月前までに提出してください。 ・ 事業者指定申請の手続きは<u>原則として一度だけ</u>で結構です。 ・ 最初の研修指定申請書は事業者指定申請時に同時に提出してください。 ・ 2回目以降は、受講生募集の1月前までに提出してください。 ・ 研修終了後<u>2月以内</u>に提出してください（修了者名簿はデータでも提出してください。） ・ この他、必要に応じて行う手続きがあります。詳しくは次ページを参照してください。 	<p>様式1 事業者指定申請書</p> <p>様式2-1 修了証明書</p> <p>様式2-2 修了証明書（携帯用）</p> <p>様式7 研修指定申請書</p> <p>様式8 研修カリキュラム</p> <p>様式9 講師担当科目一覧表</p> <p>様式10 講師履歴書</p> <p>様式11 実習施設設置者承諾書及び利用計画書</p> <p>様式15 実績報告書</p> <p>様式16 出席簿の写し</p> <p>様式17 修了者名簿</p>

2 必要に応じて行う手続き

内 容	提出様式	提出期限
事業者指定後に学則等の変更がある場合	事業者指定変更承認申請書(様式3)を提出 ※事業者指定申請書と同様、 県が内容を審査し、適正であれば承認	変更を加えようとする日の20日前まで ※研修の課程に変更がある場合は2月前まで
研修指定後に研修学則の変更がある場合	研修指定変更承認申請書(様式12)を提出 ※研修指定申請書と同様、県が内容を審査し、適正であれば承認	同上
事業者指定後に事業者名称、所在地等を変更する場合	事業者指定変更届出書(様式4)	変更を加えようとする日の10日前まで
研修指定後に講師、カリキュラム、会場等の変更がある場合	研修指定変更届出書(様式13)	同上
研修を1年以上休止する場合	休止届(様式5)	休止した日から10日以内
研修事業者をやめる場合	廃止届(様式5)	廃止した日から10日以内
休止後再開を決定した場合	再開届(様式6)	再開しようとする日の2月前まで

※事業者指定変更、研修指定変更に際しては、添付書類が必要となる。「介護員養成研修事業者の申請手続き等について」の「IV」を参照のうえ、添付すること。

3 注意事項

- ・ 講師の手配、実習施設の選定に際しては十分な準備が必要です。
- ・ 学則については、介護員養成研修のための研修事業学則と研修ごとの研修学則が必要です。
- ・ 通信制であっても、研修カリキュラム、講師担当科目一覧表は全科目に対して必要です。添削課題の対象科目であっても、省略せずに提出してください。

茨城県介護員養成研修事業指定要綱

茨城県介護員養成研修事業指定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第3条第1項第1号ロ及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第22条の23の規定に基づく介護員養成研修事業（以下「研修事業」という。）について、政令、省令、省令第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成24年3月2日厚生労働省告示第71号。以下「告示」という。）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）（平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）及び、茨城県介護員養成研修実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(事業者の指定申請)

第2条 政令第3条第1項第1号ロの規定による介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した介護員養成研修事業者指定申請書（様式1）に申請内容に係る関係書類を添えて、介護員養成研修（以下「研修」という。）の受講者（以下「受講者」という。）の募集を開始する日の2月前までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 研修の名称
- (3) 研修課程
- (4) 事業所の所在地
- (5) 研修事業学則
- (6) 講師担当科目一覧表（様式9）、講師履歴書（様式10）、資格証の写し
- (7) 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- (8) 定款又は寄付行為、その他の基本約款
- (9) 直近の決算書及び貸借対照表
- (10) 法人の登記事項証明書
- (11) 研修開始予定年月日
- (12) 講義室及び演習室の平面図（施設を借用して実施する場合は、当該施設の設置者又は施設長の承諾書を添付すること）
- (13) 修了証明書（様式2-1）及び修了証明書（携帯用）（様式2-2）の様式
- (14) 県税に未納がないことを証する納税証明書
- (15) 修了評価の方法（筆記試験問題、解答及び解説を含む。）

2 講義を通信の方法によって行おうとする者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を記載し、又は当該事項に係る書類を提出しなければならない。

- (1) 講義を通信の方法によって行う地域
- (2) 添削指導の方法（各科目の添削課題、解答及び解説を含む。）

(事業者の指定の審査及び決定)

第3条 知事は、前条第1項の申請があったときは、別に定める茨城県介護員養成研修事業指定基準及び運営指針（以下「指定基準及び運営指針」という。）に基づき審査し、2月以内に指定の処理を行い、通知する。ただし、補正の期間は処理期間に含めない。

- 2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 知事は、指定をしないときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知する。

(事業者の指定変更承認申請)

第4条 事業者は、第2条第1項第3号又は第5号に掲げる事項を変更しようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする事業者は、第2条第1項第3号に関しては、変更しようとする日の2月前までに、同条同項第5号に関しては、変更しようとする日の20日前までに介護員養成研修事業者指定変更承認申請書（様式3）に変更内容に係る関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(事業者の指定事項の変更、休止、再開の届出)

第5条 事業者は、第2条第1項第3号又は第5号以外の各号並びに同条第2項各号に掲げる事項を変更する場合には、変更しようとする日の10日前までに介護員養成研修事業者指定変更届出書（様式4）に変更内容に係る関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、研修事業を廃止または休止したときは、10日以内に、介護員養成研修事業廃止・休止届出書（様式5）を知事に提出しなければならない。
- 3 事業者は、休止した研修事業を再開しようとする場合には、再開しようとする日の2月前までに介護員養成研修事業再開届出書（様式6）を知事に提出しなければならない。

(研修の指定申請)

第6条 事業者が研修を実施するときは、次に掲げる事項を記載した介護員養成研修指定申請書（様式7）に申請内容に係る関係書類を添えて、受講者の募集を開始する日の1月前（第2条の事業者の指定申請又は、第4条第2項の事業者の指定変更承認申請（第2条第1項第3号に関する内容のみ）と併せて申請する場合にあっては2月前）までに知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 研修の名称
- (3) 研修課程
- (4) 事業実施場所
- (5) 研修形式
- (6) 研修定員
- (7) 研修時期及び期間
- (8) 研修カリキュラム（様式8）
- (9) 募集期間

- (10) 研修学則
- (11) 講師担当科目一覧表（様式 9）、講師履歴書（様式 10）、資格証の写し
- (12) 研修使用テキスト
- (13) 研修事業予算書
- (14) 実習施設設置者承諾書及び利用計画書（様式 11）

（研修の指定の審査及び決定）

第 7 条 知事は、前条の申請があったときは、指定基準及び運営指針に基づき審査し、1 月以内（第 2 条の事業者の指定又は、第 4 条第 2 項の事業者の指定変更承認申請（第 2 条第 1 項第 3 号に関する内容のみ）と併せて研修の指定をする場合にあつては 2 月以内）に指定の処理を行い、通知する。但し、補正の期間は処理期間に含めない。

- 2 知事は、審査を行うにあたり、必要に応じて、申請内容について、申請者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。
- 3 知事は、指定をしないときは、申請者に対し、理由を付してその旨を通知する。

（研修の実施）

第 8 条 事業者は、第 1 条に記載の関係法令、本要綱、指定基準及び運営指針に従い研修を実施しなければならない。

（研修の指定変更承認申請）

第 9 条 事業者は、第 6 条第 1 項第 3 号又は第 10 号に掲げる事項を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする事業者は、第 6 条第 1 項第 3 号に関しては、変更しようとする日の 2 月前までに、同条同項第 10 号に関しては、変更しようとする日の 20 日前までに、介護員養成研修指定変更承認申請書（様式 12）に変更内容に係る関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（研修の変更、休講の届出）

第 10 条 事業者は、第 6 条第 1 項第 3 号又は第 10 号以外の各号に掲げる事項を変更する場合には、変更しようとする日の 10 日前までに介護員養成研修指定変更届出書（様式 13）に変更内容に係る関係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合又は変更内容が軽微なものに該当する場合は、実績報告書の提出をもって代えることができるものとする。なお、その範囲については、別途定めるものとする。

- 2 事業者は、研修を休講する場合には、休講を決定した日から 10 日以内に介護員養成研修休講届出書（様式 14）に変更内容に係る関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

（修了証明書の交付等）

第 11 条 事業者は、研修を修了した者に対し、修了証明書（様式 2-1）及び修了証明書（携帯用）（様式 2-2）を交付するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 事業者は、指定を受けた研修が終了したときは、2月以内に介護員養成研修事業実績報告書（様式15）を知事に提出しなければならない。

(書類の管理等)

第13条 事業者は、受講者の出席状況等を出席簿（様式16）を用いて確実に把握しなければならない。

2 事業者は、出席簿については、受講者名、研修課程、研修科目、実施年月日等の内容を把握し、研修修了時から3年間保存しなければならない。また、研修事業に関する書類（申請書の控え、実習記録等）は、研修修了時から3年間保存しなければならない。通信の方法により実施する場合は、受講者名、課題提出年月日、採点結果を含む成績等に関する書類を研修修了時から3年間以上保存しなければならない。

3 事業者は、修了者名簿（様式17）については、永久保存しなければならない。

(個人情報の保護等)

第14条 事業者は、事業運営上知り得た受講者に係る個人情報の保護について、十分に留意しなければならない。

2 事業者は、受講者に対し、研修において知り得た個人情報を絶対に他人に漏らすことのないよう指導しなければならない。

(情報の開示について)

第15条 事業者は、教育体制（講師、設備等）、教育内容（研修概要、演習手法、教材等）、実績情報、受講者や研修修了者の雇用者からの評価等の情報項目（別表2「研修機関が公表すべき情報の内訳」）を自らホームページ上などにおいて開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保・向上に努めなければならない。

2 知事は、事業者による情報の開示が適切に行われているか、事業者の実態と開示内容とに違いがないか定期的に確認する。

(研修の指定の範囲)

第16条 知事が指定する研修の範囲は、講義及び演習の実施場所が茨城県内にある場合に限るものとする。

(実地調査)

第17条 知事は、事業者の研修実施状況について、その職員をして必要に応じ実地に調査させ、又は報告を求めることができるものとする。この場合において、事業者はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(指定の取消し等)

第 18 条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは事業者の指定又は研修の指定を取り消すことができる。

- (1) 第 4 条第 1 項又は第 9 条第 1 項に規定する承認を受けずに事業内容を変更したとき。
- (2) 正当な理由なく第 5 条第 1 項又は、第 10 条第 1 項に規定する届出書を提出せずに事業内容を変更したとき。
- (3) その他、事業者が、第 1 条に記載の関係法令、本要綱、指定基準及び運営指針に規定する事項に適合しないと認められるとき。

2 事業者が第 5 条第 2 項に規定する休止届出をせずに、1 年以上事業を実施しないときは廃止したものとみなす。また、休止届出後、2 年以上事業を実施しないときも廃止したものとみなす。

(介護員養成研修修了の要件を満たしているものとして取り扱う者)

第 19 条 次に掲げる者は、介護職員初任者研修課程修了の要件を満たしているものとして取扱う。

- (1) 本要綱施行の際、既に介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修 1 級課程及び 2 級課程を修了している者。また、施行の際、旧課程を受講中の者であつて、施行後に当該研修課程を修了した者。なお、訪問介護員養成研修 1 級課程及び 2 級課程を修了している者には、ホームヘルパー養成研修事業の実施について（平成 7 年 7 月 31 日厚生省通知、平成 3 年 6 月 27 日同通知）に基づく 1 級課程、2 級課程を修了した者、家庭奉仕員講習会推進事業（昭和 62 年 6 月 26 日社老第 84 号厚生省通知）及び家庭奉仕員の採用時研修（昭和 57 年 9 月 8 日社老第 100 号厚生省通知）に基づく研修を受け 1 級課程を修了したとみなされる者を含むものとする。
- (2) 看護師等（看護師及び准看護師）の資格を有する者。
- (3) 居宅介護従業者養成研修等について（平成 19 年 1 月 30 日障発第 0130001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づく居宅介護従業者養成研修の 1 級課程、2 級課程を修了した者（同通知により、居宅介護従業者養成研修のそれぞれの課程を修了したものとみなされる者を含む）。
- (4) 実務者研修（社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 125 号）第 3 条に規定）を修了している者。
- (5) その他、知事が特に必要と認める者について、介護職員初任者研修課程修了の要件を満たしているものとして取り扱うことができるものとする。

2 次に掲げる者は、生活援助従事者研修課程修了の要件を満たしているものとして取り扱う。

- (1) 前項の各号に掲げる者。
- (2) 介護職員初任者研修課程を修了した者。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱を実施するために必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 12 月 5 日から施行する。ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに開始した訪問介護員養成研修及び介護職員基礎研修は、茨城県訪問介護員養成研修事業者指定要綱（平成 20 年 4 月 1 日施行）及び茨城県介護職員基礎研修課程に係る事業者及び研修指定要綱（平成 19 年 1 月 24 日施行）の各要綱の効力を受ける。
- 2 この要綱は、平成 25 年 2 月 6 日から施行する。
- 3 この要綱は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。
- 4 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 2 年 12 月 21 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

介護員養成研修事業者指定申請書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 殿

申請者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
Eメール

介護員養成研修事業者の指定を受けたいので、茨城県介護員養成研修事業者指定要綱第2条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 研修の名称
 - 2 研修課程（介護職員初任者研修課程 ・ 生活援助従事者研修課程）
 - 3 事業所の所在地
 - 4 研修事業学則（別紙）
 - 5 講師担当科目一覧表（様式9）、講師履歴書（様式10）、資格証の写し（別紙）
 - 6 収支予算及び向こう2年間の財政計画（別紙）
 - 7 定款又は寄付行為、その他の基本約款（別紙）
 - 8 直近の決算書及び貸借対照表（別紙）
 - 9 法人の登記事項証明書（別紙）
 - 10 研修開始予定年月日
 - 11 講義室及び演習室の平面図（別紙）（施設を借用して実施する場合は、当該施設の設置者又は施設長の承諾書を併せて添付）
 - 12 修了証明書（様式2-1）、修了証明書（携帯用）（様式2-2）の様式（別紙）
 - 13 県税に未納がないことを証する納税証明書（別紙）
 - 14 修了評価の方法（筆記試験問題、解答及び解説を含む）（別紙）
- ※ 以下については、講義を通信の方法により行う場合に限り添付すること
- 15 講義を通信の方法によって行う地域（別紙）
 - 16 添削指導の方法（各科目の添削課題、解答及び解説を含む）（別紙）

茨初 (又は「茨生」)

第〇〇—〇〇—〇〇号

修了証明書

氏

名

年 月 日 生

(別記) を修了したことを証明する。

年 月 日 修了

介護員養成研修事業者名

印

(※再発行の場合)

(年 月 日 再発行)

別記

介護職員初任者研修課程
生活援助従事者研修課程

茨初〇 (又は「茨生」)	第〇〇-〇〇-〇〇 号
修了証明書 (携帯用)	
氏 名	
年 月 日生	
(別記) を修了したことを証明する。	
年 月 日修了	
介護員養成研修事業者名 印	
(※再発行の場合) (年 月 日再発行)	

別記

〔 介護職員初任者研修課程
生活援助従事者研修課程 〕

介護員養成研修事業者指定変更承認申請書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
Eメール

年 月 日付け 第 _____ 号で指定を受けた介護員養成研修事業について、
次のとおり変更したいので、茨城県介護員養成研修事業者指定要綱第4条第2項の規定により申請
します。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更時期

年 月 日

3 変更理由

4 添付書類

介護員養成研修事業者指定変更届出書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
Eメール

年 月 日付け 第 _____ 号で指定を受けた介護員養成研修事業について、
次のとおり変更したいので、茨城県介護員養成研修事業者指定要綱第5条第1項の規定により届け
出ます。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更時期

年 月 日

3 変更理由

4 添付書類

介護員養成研修事業廃止・休止届出書

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
Eメール

年 月 日付け 第 号で指定を受けた介護員養成研修事業を（廃止・
休止）したので、茨城県介護員養成研修事業指定要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

1 廃止・休止の時期

2 廃止・休止の理由

介護員養成研修事業再開届出書

第 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
Eメール

年 月 日付け 第 号で指定を受けた介護員養成研修事業を再開したいので、茨城県介護員養成研修事業指定要綱第5条3項の規定により届け出ます。

記

1 再開の時期

2 再開の理由

介護員養成研修指定申請書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
Eメール

介護員養成研修の指定を受けたいので、茨城県介護員養成研修事業指定要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 研修の名称
- 2 研修課程 （ 介護職員初任者研修課程 ・ 生活援助従事者研修課程 ）
- 3 事業実施場所
- 4 研修形式 （ 通学 ・ 通信 ）
- 5 研修定員
_____ 名
- 6 研修時期及び期間
年 月 日 ～ 年 月 日 （ 日間）
※研修カリキュラム（様式8）を添付のこと。
- 7 募集時期
年 月 日 ～ 年 月 日
- 8 研修学則（別紙）
- 9 講師担当科目一覧表（様式9）、講師履歴書（様式10）、資格証の写し（別紙）
- 10 研修使用テキスト（別紙）
- 11 研修事業予算書（別紙）
- ※ 以下については、実習を実施する場合に限り添付すること
- 12 実習施設設置者承諾書及び利用計画書（様式11）（別紙）

※ 介護員養成研修事業者指定申請と併せて行う場合には、上記9の書類は省略して差し支えありません。

様式8（要綱第6条第1項第8号関係）

研 修 カ リ キ ュ ラ ム (1)

研修課程：（ 介護職員初任者研修課程 ・ 生活援助従事者研修課程 ）

研修期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

実施年月日 (曜日)	時 間 (実時間数) ※1	科 目	内 容 ※2	講師職氏名 (講師要件等) ※3	備 考
年 月 日 ()	: ~ : ()				
	: ~ : ()				
	: ~ : ()				
年 月 日 ()	: ~ : ()				
	: ~ : ()				
	: ~ : ()				
年 月 日 ()	: ~ : ()				
	: ~ : ()				
	: ~ : ()				
年 月 日 ()	: ~ : ()				
	: ~ : ()				
	: ~ : ()				

※1 「実時間数」については、休憩時間（食事休憩等）を抜いた実時間数を記入すること。

※2 「内容」については、演習又は実習を含む科目の場合、その旨を記載すること。

※3 「講師要件等」については、当該講師が満たす当該科目を担当するために必要な講師要件を記入すること。例1 茨城太郎（介護福祉士） 例2 霞ヶ浦花子（地域包括支援センター職員）

講師担当科目一覧表

講師氏名	担当科目	左の科目の担当 経験の有無（※ 1）	左の科目を担当した研 修（直近のもの）にお ける県の承認番号（※ 2）	備考
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	
		有 無	年 月 日 第 号	

※1 当該講師が今回の担当科目を過去の研修で担当したことがある場合には「有」を、担当したことがない場合には「無」を○で囲むこと。

※2 記入例「平成25年4月1日 長福第9999号」

※3 今回の研修ではじめて講師を担当する者については、講師履歴書（様式10）及び資格証の写しを添付すること。

講 師 履 歴 書

	担当科目	(専・兼)
(ふりがな) 氏 名	生年月日	3ヶ月以内に撮影した証明写真 (3×4 cm) ※脱帽、上半身を撮影したもの
住 所	電話番号	
最 終 学 歴		
年 月		
年 月		
主な職歴 (保健・医療・福祉に関するものを記載すること。)		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
資格・免許 (保健・医療・福祉に関するものを記載すること。)		
種 類		
取得年月	年 月	年 月

- ※ 担当科目欄には、科目名を記入するとともに、介護員養成研修の講師以外の職業にも就いている場合及び養成研修以外の講座等の講師を行っている場合に「兼」、それ以外は「専」を「○」で囲むこと。
- ※ 履歴書については、本人の自筆によるものとし、またコピーは認めないこと。
- ※ 資格証の写しを添付すること。

介護員養成研修指定変更承認申請書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
E メール

年 月 日付け 第 _____ 号で指定を受けた介護員養成研修について、次のとおり変更したいので、茨城県介護員養成研修事業指定要綱第 9 条第 2 項の規定により申請します。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更時期

年 月 日

3 変更理由

4 添付書類

介護員養成研修指定変更届出書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
E メール

年 月 日付け 第 _____ 号で指定を受けた介護員養成研修について、次のとおり変更したいので、介護員養成研修事業指定要綱第 10 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更時期

年 月 日

3 変更理由

4 添付書類

介護員養成研修休講届出書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 _____ 号

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
E メール

年 月 日付け 第 _____ 号で指定を受けた介護員養成研修について、休講しますので、茨城県介護員養成研修事業指定要綱第 10 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 休講の理由

2 添付書類

介護員養成研修事業実績報告書

第 _____ 号
年 月 日

茨城県知事 殿

事業者 郵便番号
所在地
名称
代表者
研修担当者
電話
Fax
Eメール

年 月 日付け 第 _____ 号で指定を受けた介護員養成研修事業の実績について、介護員養成研修事業指定要綱第 12 条の規定により提出します。

記

- 1 研修の名称
- 2 研修課程 (介護職員初任者研修課程 ・ 生活援助従事者研修課程)
- 3 実施場所
- 4 研修形式 (通学 ・ 通信)
- 5 事業実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)
※ 研修カリキュラムを添付のこと。
- 6 修了者数
_____ 名 (受講者 _____ 名)
- 7 修了者名簿 (様式 17) (別紙)
※ 紙媒体とともに電子データも提出してください。
- 8 出席簿等の写し (様式 16) (別紙)
※ 通信形式の場合、課題評価状況を記載した書類の写しを添付。
※ 他機関で研修の一部を受講した者については受講証明書の写しを添付。
- 9 修了評価表等の写し
(茨城県介護員養成研修事業指定基準及び運営方針 参考 1-1 又は 1-2) (別紙)
※ 「こころとからだのしくみと生活支援技術」における評価、修了評価の両方を記載した書類の写しを添付。
- 10 研修事業収支決算書 (別紙)

修了者名簿

研修事業者名 _____

修了者数 _____ 名 研修課程 (介護職員初任者研修課程 ・ 生活援助従事者研修課程)

番号	修了証明書 番 号	修了年月日	氏名	フリガナ	生年月日	性 別	郵便番号	住所	電話番号	本人 確認	該当 資格等	免除 時間
(例)	茨初第 1000-13-10	平成 25 年 5 月 30 日	筑波 護	ツクバ マモル	昭和 59 年 11 月 18 日	男	310-8555	水戸市笠原町 978 番 6	029-301-3326	済		
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

- ※ 修了者に応じて、欄を増減してください。また足りない場合は次ページに継続してください。
- ※ 紙媒体を実績報告書(様式 15)に添付するとともに、電子データによる提出もお願いいたします。
- ※ 科目の免除を行った場合には、該当資格等(実務経験者、入門研修修了者等)及び免除した時間を記載して下さい。

**茨城県介護員養成研修事業
指定基準及び運営指針**

茨城県介護員養成研修事業指定基準及び運営指針

茨城県介護員養成研修事業指定要綱（以下「要綱」という。）第3条第1項の規定に基づき、茨城県介護員養成研修事業指定基準及び運営指針（以下「指定基準及び運営指針」という。）を次のとおり定める。

第1章 事業者の指定基準

1 事業者

事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 法人格を有し、おおむね1年以上、介護員養成研修（以下「研修」という。）以外の事業で安定した運営実績があり、事業の実施に支障がないと認められること。
- (2) 本県内に事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した者が駐在する事業所があり、事業を統括できると認められること。
- (3) 事業の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類を整備できると認められること。
- (4) 研修を法令、要綱、指定基準及び運営指針により適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに対応できると認められること。
- (5) 受講者の研修に係る書類等、事業に係る書類を整備し、その管理が確実に行われると認められること。
- (6) 本県又は他の都道府県において、過去に事業指定の取消し処分等を受けていないこと、また、現に研修事業の実施について県の指示、指導を受けていないことなど、適正に研修事業を実施できると認められること。

第2章 研修の指定基準

1 研修課程等

研修の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

(1) 目的

ア 介護職員初任者研修課程

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすること。

イ 生活援助従事者研修課程

生活援助中心型のサービスに従事する者の裾野を広げるとともに、担い手の質を確保できるようにするため、生活援助中心型のサービスに従事する者に必要な知識等を習得すること。

(2) 受講対象者

ア 介護職員初任者研修課程

訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者とする。

イ 生活援助従事者研修課程

生活援助中心型のサービスに従事しようとする者とする。

2 学則

(1) 研修事業学則

受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則を定め、公開すること。

- ①開講の目的
- ②研修事業の名称
- ③研修課程（介護職員初任者研修課程又は、生活援助従事者研修課程）
- ④研修形式（通学又は、通信）
- ⑤研修カリキュラム（日付等の入っていないもの）
- ⑥専任講師氏名
- ⑦研修修了の認定方法
- ⑧受講資格
- ⑨受講手続（募集要領等）
- ⑩受講料（テキスト代、実習費等が別途の場合、それらの費用も明記すること）
- ⑪通信形式で行う場合、講義を通信の方法によって行う地域及び添削指導の方法
- ⑫科目免除を行う場合、その取扱いと手続方法

(2) 研修学則

事業者指定申請時に添付した学則とは別に、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則を定め、公開すること。

- ①開講の目的
- ②研修事業の名称
- ③研修課程（介護職員初任者研修課程又は、生活援助従事者研修課程）
- ④研修形式（通学又は、通信）
- ⑤実施場所
- ⑥研修期間
- ⑦研修定員
- ⑧研修カリキュラム（当該研修に係る研修日程を記載したもの）
- ⑨専任講師氏名
- ⑩研修修了の認定方法
- ⑪受講資格

⑫受講手続（募集要領等）

⑬受講料（テキスト代、実習費等が別途の場合、それらの費用も明記すること）

⑭通信形式で行う場合、講義を通信の方法によって行う地域及び添削指導の方法

⑮科目免除を行う場合、その取扱いと手続方法

3 研修科目及び研修時間数

研修科目及び研修時間数は以下のとおりとする。ただし、地域性、受講者の希望等を考慮して、必要な科目を追加することができる。

(1) 介護職員初任者研修課程

1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	130 時間

(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注2) 別添1「介護職員初任者研修課程における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

(注3) 「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。(参考1-1「修了評価表」)

(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(1時間程度)を実施すること。

(注5) 「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。(別紙5「実習の取扱い」)

(注6) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように十分留意すること。

(注7) 事業者は、上記カリキュラムのほか、地域性、受講生の希望等を考慮して、必要な科目を追加することができる。

(2) 生活援助従事者研修課程

1. 職務の理解	2 時間
----------	------

2. 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間
3. 介護の基本	4 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	3 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化と認知症の理解	9 時間
7. 障害の理解	3 時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	24 時間
9. 振り返り	2 時間
合 計	59 時間

(注1) 講義と演習を一体的に実施すること。

(注2) 別添2「生活援助従事者研修課程における目標、評価の指針」を踏まえて実施すること。

(注3) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」には、介護に必要な基礎的知識の理解の確認と、生活支援技術の習得状況の確認を含む。(参考1-2「修了評価表」)

(注4) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(0.5時間程度)を実施すること。

(注5) 「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」においては、移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。また、「1. 職務の理解」及び「9. 振り返り」においては施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能。(別紙5「実習の取扱い」)

(注6) 各カリキュラム内の時間配分については、内容に偏りがないように、十分留意すること。

(注7) 事業者は、上記カリキュラムのほか、地域性、受講生の希望等を考慮して、必要な科目を追加することができる。

4 研修定員

- (1) 1クラスあたりの研修定員は40名以内であること。
- (2) 各研修課程において、学習内容が同一であると知事が認めた場合には、他の研修と一体に実施することも差し支えないが、その場合の研修定員は、他の研修の受講者を含めて40名以内とする。

5 募集方法

- (1) 受講者の募集は、当該研修について知事の指定を受けた後に行うこと。ただし、「今後の開講予定」として周知することは可能とする。
- (2) 募集広告は指定を受けた事業者名で行い、募集定員、研修期間、受講料、テキスト代等の研修費用について明示すること。
- (3) 受講希望者に配布する受講案内書等の資料には、学則に基づき、募集定員、研修会場、

カリキュラム、研修費用、修了認定方法等を明示すること。

6 研修履修期間

(1) 研修履修期間は、以下の通りとする。

ア 介護職員初任者研修課程

概ね8月以内とする。ただし、病気等やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ受講者から診断書等の書類の提出を求めるとともに、いつから確実に補講を受講できるか確認した上で、1年6月以内とすることができる。

イ 生活援助従事者研修課程

概ね4月以内とする。ただし、病気等やむを得ない理由がある場合は、あらかじめ受講者から診断書等の書類の提出を求めるとともに、いつから確実に補講を受講できるか確認した上で、8月以内とすることができる。

(2) 学校教育法に基づく学校（以下「学校」という。）については、下記に該当する場合には限り、修学期間を限度として研修履修期間とすることができる。

ア 所轄庁に認可された学則に修学期間が規定してあること。

イ 当該学校の学生のみを対象としていること。

ウ 介護員養成研修を行うことを所轄庁に認可された学則に規定してあること。

7 受講料

受講料の額は、講師謝金、会場使用料等の実績を勘案した適切な額であること。

8 研修会場・備品

(1) 科目内容に応じて十分な広さと設備等を有し、研修を実施するにあたり、適切な環境条件にある研修会場が確保されていること。なお、使用する会場の広さは受講者1名あたり概ね1.65㎡以上を確保すること。

(2) 会場は、必ずしも事業者の自己所有に限るものではないが、研修実施期間中の確保が確実であることを書面（施設の設置者又は施設長の承諾書）により確認できるものであること。

(3) 県が会場の状況を現に確認する必要があると判断した場合には、その調査に協力すること。

(4) 介護演習の備品及び教材は、次に定めるものを備えることとし、この他必要な備品・教材は演習必要教材一覧（別紙1）を参考とすること。

また、自己所有でない場合は、その確保が確認できる書類（リース契約書の写し等）を介護員養成研修指定申請書に添付すること。

ア 介護職員初任者研修課程

適切な種類と受講者数に応じた数量が確保されていること。このうち、介護用ベッド（背上げ機能、脚上げ機能、高さ調節機能等のあるもの）、車椅子、ポータブルトイレ、浴槽については、必ず備えること。

また、介護用ベッド、車椅子及びポータブルトイレの数は、受講生 10 人に対し 1 台以上を用意すること。

イ 生活援助従事者研修課程

適切な種類と受講者数に応じた数量が確保されていること。このうち、介護用ベッド（背上げ機能、脚上げ機能、高さ調節機能等のあるもの）、車椅子については、受講生 10 人に対し 1 台以上を用意すること。

9 使用テキスト

使用テキストは、当該研修を適切に実施、指導する上で、適切なものであること。

10 講師及び講義方法等

- (1) その科目を教えるのに相応しい実務経験を有する者が講義を担当することとし、科目別講師要件一覧（別紙 2）及び講師要件の詳細（別紙 3）に掲げる講師の要件を満たすこと。
- (2) 講師については、考え方や内容の偏りが生じないように、適切に配置するものとする。
- (3) 講師担当科目数の算定については、科目別講師要件一覧（別紙 2）における科目を 1 科目とする。ただし科目の細目ごとに講師を定めることもできる。
- (4) 「こころとからだのしくみと生活支援技術」のうち「生活支援技術の学習（演習部分）」は、受講生 20 名に対し 1 名の講師が担当すること。

11 科目の免除

- (1) 免除することができる科目の取扱いは、別紙 4 「科目免除の取扱い」による。
- (2) 科目の免除を行う場合には、研修事業学則及び研修学則にその取扱いと手続方法を定めること。
- (3) 科目の免除を希望する受講者から実務経験証明書（参考 2）又は、該当する資格証の写しを受領し、科目の免除要件に該当するか確認の上、免除の取扱いをすること。また、実績報告時に提出する修了者名簿に確認した内容を記載すること。
- (4) 科目の免除をした受講生に対しては、必要に応じて受講料を減免すること。

12 事業の休止

研修事業の一時的な中止・変更等により、研修事業を 1 年度（4 月から 3 月まで）以上実施しない場合には、休止届を提出することで 1 年度間に限り事業中止期間を設けることができる。

第3章 研修の運営指針

1 補講等の実施方法

- (1) 受講者がやむを得ない事情等により、研修の一部を受講しなかった場合には、次の研修を受講させるなど、必要な措置をとること。
 - ア 当該事業者が別に承認を受けた同一の研修
 - イ 他の事業者が承認を受けた同一の研修
 - ウ 当該研修に追加して同一の講師、科目、施設で行う研修
- (2) 上記(1)ア又はイにおける補講者の受け入れ人数は、受講しようとする各補講科目について、定員の1割までを限度とすること。
- (3) 上記(1)イの場合、他の事業者より要請を受けた事業者は可能な限り受講生を受け入れるものとし、当該科目を修了した場合は、受講証明書(別紙6)を交付するものとする。

2 修了評価

研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、厳正に行われる必要があることに留意すること。

- (1) 全科目修了時に、別添1「介護職員初任者研修課程における目標、評価の指針」又は、別添2「生活援助従事者研修課程における目標、評価の指針」中の『各科目の到達目標、評価、内容』において定める「修了時の評価ポイント」に沿って、各受講生の知識・技術等の習熟度を評価すること。なお、修了評価は筆記試験により介護職員初任者研修課程は1時間程度、生活援助従事者研修課程は0.5時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数に含めないものとする。評価の難易度については、介護職員初任者研修課程は、「列挙・概説・説明できるレベル」を、生活援助従事者研修課程は、「理解しているレベル、列挙・概説・説明できるレベル」を想定している。
- (2) 修了評価は、原則として、研修の担当講師が行い、認定基準は、次のとおりに理解度の高い順にA・B・C・Dの4区分で評価し、C以上の受講者が評価基準を満たしたものとして認定する。評価において、事業者は受講生ごとに修了評価表を作成し、実績報告書とともに提出する。また、事業者指定申請の際には、筆記試験問題、解答等の資料を提出すること。

※認定基準〈100点を満点評価とする〉

A=90点以上、B=80~89点、C=70~79点、D=70点未満
- (3) 事業者は、習得が十分でない受講者に対して必要に応じて補講等を行い、受講者が認

定基準に到達するよう努めること。

3 修了証明書

- (1) 修了証明書は「こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の修得が講師により評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された受講者に対して発行するものとする。
- (2) 修了証明書（携帯用含む）は、修了後速やかに交付すること。
- (3) 修了証明書の修了者番号は、下記の例に従って発行すること。

ア 介護職員初任者研修課程修了者

茨初 第〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇

茨初 指定時の事業者番号－研修実施年度（西暦下2ケタ）－修了者通し番号

例：事業者番号が茨城1000、平成25年（2013）年度に実施する初任者研修の130番目の修了者の場合…「茨初 第1000－13－130」

イ 生活援助従事者研修課程修了者

茨生 第〇〇 — 〇〇 — 〇〇〇

茨生 指定時の事業者番号－研修実施年度（西暦下2ケタ）－修了者通し番号

例：事業者番号が茨城1000、平成31年（2019）年度に実施する生活援助従事者研修の130番目の修了者の場合…「茨生 第1000－19－130」

- (4) 証明書の紛失等により再発行する場合は、修了者名簿等を確認の上で発行すること。また、再発行した修了証明書には、再発行日を併記して、名簿等に再発行した年月日等を記載し管理すること。なお、氏名変更による再発行は、原則として行わないこと。

4 名簿の取扱い

知事は、事業者から提出された修了者名簿について、県が行った研修の修了者名簿と一体として管理する。

5 研修事業の委託

研修事業の委託は、原則として行うことができない。ただし、市町村等が事業者の場合に限り委託することができる。その場合、委託先が確定次第、委託した内容が明記された委託契約書の写しを提出すること。

6 通信による研修事業の方法

通信形式で研修を実施する場合、指定申請の際には実際に使用する予定の課題、解答等の資料を提出することとし、その他下記の事項に留意すること。

- (1) 通信形式での研修の各科目ごとの上限については、別表1「通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間」のとおりとする。

- (2) 課題の設定について
- ア 課題はカリキュラムの内容を網羅するものであり、各科目 5 題以上課題を設定すること。そのうち論述式の課題を含むことが望ましい。
 - イ 制度改正等があった場合は、その趣旨を適宜取り入れること。
 - ウ 課題答案是、複数回提出するよう設定すること。
- (3) 課題答案の評価について
- ア 課題の添削は、担当講師が責任をもって行うこと。なお、担当講師は通学の場合と同様の取扱いをすること。
 - イ 課題答案是、受講者の理解度により評価を行うこと。理解度が低い場合は、再提出させて指導を行うこと。
- (4) 受講者からの質疑等に対応できるよう、必要に応じて面接指導を実施すること。
- (5) 下記の内容を研修事業学則及び研修学則に定めること。
- ア 講義を通信の方法によって行う地域
 - イ 添削指導の方法
- (6) 研修カリキュラム(2)通信制における科目別課題の提出期限(様式 8)を作成すること。

7 情報の開示

- (1) 事業者は、教育体制(講師、設備等)、教育内容(研修概要、演習手法、教材等)、実績情報、受講者や事業者(研修修了者の雇用者)からの評価等の情報項目を自らホームページ上などにおいて開示することで、質の比較・事業者の選択が可能な環境の整備に取り組まなければならない。
- (2) 知事は、事業者による情報開示が適切に行われているか、事業者の実態と開示内容に齟齬がないか定期的に確認する。
- (3) 事業者が開示すべき情報の内容については、別表 2「研修機関が公表すべき情報の内訳」を参照すること。
- (4) 知事は研修機関のアドレスについて、受講生がアクセスしやすい方法で公表する。

8 本人確認

事業者は、受講申込受付時または初回の講義時に以下のいずれかにより受講者の本人確認を行う。また、事業者は本人確認実施の有無について修了者名簿(様式 17)に記載すること。

(確認資料)

- ・戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード等
- ・健康保険証

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・年金手帳
- ・国家資格等を有する者については、免許証または登録証
- ・その他、県が適当と認めるもの

※上記証明書の提示を受けた際に、その控えをとることまでは求めない。(ただし、その控えをとることを妨げるものではない。)

演習必要教材一覧

想定される科目	必要教材
「こころとからだのしくみと生活支援技術」 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	パジャマ、寝巻き（ゆかた式）、着脱が容易にできる衣類（片麻痺用、うしろファスナー）、ベッド、耳かき、爪切り、バスタオル、タオル等
「こころとからだのしくみと生活支援技術」 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	車椅子、ベッド、安全ベルト、便座（トイレ）、ポータブルトイレ、手すり、浴槽、ビニール、円座、安楽枕、エアマット、ビーズマット、タオルケット、バスタオル 等
「こころとからだのしくみと生活支援技術」 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	車椅子、オーバーベッドテーブル、エプロン、足台、防水布、自助具、椅子（背もたれ、肘当てのあるもの）、食器（食べやすく工夫されたもの）、ビニール、タオル、ストロー、スプーン、箸、吸い飲み、歯ブラシ、コップ、受水盆、義歯模型、アイマスク 等
「こころとからだのしくみと生活支援技術」 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	浴室、簡易浴槽、一般浴槽、シャワーチェア、手すり、洗面器、バスボード、浴槽台、滑り止めマット、バスタオル、タオル、バケツ、洗濯かご、水温計、石鹸、リフト、パジャマ、寝巻き、シャンプー、リンス、ドライシャンプー、紙おむつ、ゴム手袋、やかん、湯せん用ピッチャー、ビニールシート、洗髪器、耳栓、ガーゼ、ベビーオイル、綿棒、着替え、モデル人形 等
「こころとからだのしくみと生活支援技術」 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	ポータブルトイレ、取り付け式手すり、便器（和式、和洋折衷型、洋式）、尿器（男性用・女性用採尿器）、おむつ、おむつカバー、ゴムマット、防水布、バスタオル、汚れたおむつを入れる容器、着脱しやすい衣類、トイレットペーパー、タオル 等
「こころとからだのしくみと生活支援技術」 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護	ベッド、マットレス、マットレスパッド、毛布、毛布カバー、枕、枕カバー、シーツ、ベッドブラシ、タオルケット、洗濯かご、ワゴン、防水布 等

【介護職員初任者研修課程】

科目別講師要件一覧		
科目名	内容例	講師要件
1. 職務の理解 (6時間)	○多様なサービスの理解 ○介護職の仕事内容や働く現場の理解	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ツ 市町村高齢者福祉主管課職員 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)	○人権と尊厳を支える介護 ○自立に向けた介護	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
3. 介護の基本 (6時間)	○介護職の役割、専門性と多職種との連携 ○介護職の職業倫理	イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 オ 訪問介護員養成研修修了者（1級） ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○介護における安全の確保とリスクマネジメント ○介護職の安全	イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 シ 作業療法士 ス 理学療法士 ネ 特養、老健施設の指導員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)	○介護保険制度	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ツ 市町村高齢者福祉主管課職員 ト 地域包括支援センター ナ 在宅介護支援センター ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員

	○医療との連携とリハビリテーション	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 シ 作業療法士 ス 理学療法士 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○障害福祉制度およびその他制度	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 テ 市町村障害者福祉主管課職員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	○介護におけるコミュニケーション	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 タ 臨床心理士 チ 精神保健福祉士 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○介護におけるチームのコミュニケーション	イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 オ 訪問介護員養成研修修了者（1級） コ 介護支援専門員 ノ 主任訪問介護員
6. 老化の理解 (6時間)	○老化に伴うこころとからだの変化と日常 ○高齢者と健康	ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員 ヒ 医学系大学の教員
7. 認知症の理解 (6時間)	○認知症を取り巻く状況 ○認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ○家族への支援	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 コ 介護支援専門員 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員

<p>8. 障害の理解 (3時間)</p>	<p>○障害の基礎的理解 ○障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 ○家族の心理、かかわり支援の理解、家族への支援</p>	<p>ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 タ 臨床心理士 チ 精神保健福祉士 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員 ヒ 医学系大学の教員</p>
<p>9. こころとからだのしくみと生活支援技術 (75時間)</p>	<p>I. 基本知識の学習 (10～13時間程度) ○介護の基本的な考え方</p>	<p>ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>
<p>○介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ○介護に関するからだのしくみの基礎的理解</p>	<p>ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員 ヒ 医学系大学の教員</p>	
<p>II. 生活支援技術の学習 (50～55時間程度) ○生活と家事</p>	<p>イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 オ 訪問介護員養成研修修了者（1級） ソ 栄養士 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>	
<p>○快適な居住環境整備と介護</p>	<p>イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 カ 訪問介護員養成研修修了者（1級、2級） キ 介護職員初任者研修修了者 ク 保健師 ケ 看護師 セ 建築士 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>	

	<p>○整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>○移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>○食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>○入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>○排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>○睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p>	<p>イ 介護福祉士</p> <p>エ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>カ 訪問介護員養成研修修了者（1級、2級）</p> <p>キ 介護職員初任者研修修了者</p> <p>ク 保健師</p> <p>ケ 看護師</p> <p>ニ 高齢者（障害者）施設の職員</p> <p>ノ 主任訪問介護員</p> <p>ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>
	<p>○死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護</p>	<p>ア 社会福祉士</p> <p>イ 介護福祉士</p> <p>ク 保健師</p> <p>ケ 看護師</p> <p>サ 医師</p> <p>タ 臨床心理士</p> <p>チ 精神保健福祉士</p> <p>ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>
	<p>Ⅲ. 生活支援技術演習 （10～12時間程度）</p> <p>○介護過程の基礎的理解</p> <p>○総合生活支援技術演習</p>	<p>イ 介護福祉士</p> <p>エ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>オ 訪問介護員養成研修修了者（1級）</p> <p>コ 介護支援専門員</p> <p>ノ 主任訪問介護員</p>
10. 振り返り （4時間）	<p>○振り返り</p> <p>○就業への備えと研修終了後における継続的な研修</p>	<p>イ 介護福祉士</p> <p>エ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>オ 訪問介護員養成研修修了者（1級）</p> <p>ノ 主任訪問介護員</p> <p>ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>

【生活援助従事者研修課程】

科目別講師要件一覧		
科目名	内容例	講師要件
1. 職務の理解 (2時間)	○多様なサービスの理解 ○介護職の仕事内容や働く現場の理解	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ツ 市町村高齢者福祉主管課職員 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (6時間)	○人権と尊厳を支える介護 ○自立に向けた介護	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
3. 介護の基本 (4時間)	○介護職の役割、専門性と多職種との連携 ○介護職の職業倫理	イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 オ 訪問介護員養成研修修了者（1級） ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○介護における安全の確保とリスクマネジメント ○介護職の安全	イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 シ 作業療法士 ス 理学療法士 ネ 特養、老健施設の指導員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (3時間)	○介護保険制度	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ツ 市町村高齢者福祉主管課職員 ト 地域包括支援センター ナ 在宅介護支援センター ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員

	○医療との連携とリハビリテーション	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 シ 作業療法士 ス 理学療法士 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○障害福祉制度およびその他制度	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 テ 市町村障害者福祉主管課職員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
5. 介護におけるコミュニケーション技術 (6時間)	○介護におけるコミュニケーション	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 タ 臨床心理士 チ 精神保健福祉士 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○介護におけるチームのコミュニケーション	イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 オ 訪問介護員養成研修修了者（1級） コ 介護支援専門員 ノ 主任訪問介護員
6. 老化と認知症の理解 (9時間)	○老化に伴うこころとからだの変化と日常 ○高齢者と健康	ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員 ヒ 医学系大学の教員
	○認知症を取り巻く状況 ○認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ○家族への支援	ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 コ 介護支援専門員 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員
	○医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員

<p>7. 障害の理解 (3時間)</p>	<p>○障害の基礎的理解 ○障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 ○家族の心理、かかわり支援の理解、家族への支援</p>	<p>ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 タ 臨床心理士 チ 精神保健福祉士 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員 ヒ 医学系大学の教員</p>
<p>8. こころとからだのしくみと生活支援技術 (24時間)</p>	<p>I. 基本知識の学習 (7.5時間（目安）) ○介護の基本的な考え方</p>	<p>ア 社会福祉士 イ 介護福祉士 ウ 社会福祉主事 コ 介護支援専門員 ト 地域包括支援センター職員 ナ 在宅介護支援センター職員 ヌ 高齢者施設の施設長、指導員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>
	<p>○介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ○介護に関するからだのしくみの基礎的理解</p>	<p>ク 保健師 ケ 看護師 サ 医師 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員 ヒ 医学系大学の教員</p>
	<p>II. 生活支援技術の学習 (14.5時間（目安）) ○生活と家事</p>	<p>イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 オ 訪問介護員養成研修修了者（1級） ソ 栄養士 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>
	<p>○快適な居住環境整備と介護</p>	<p>イ 介護福祉士 エ 介護職員基礎研修修了者 カ 訪問介護員養成研修修了者（1級、2級） キ 介護職員初任者研修修了者 ク 保健師 ケ 看護師 セ 建築士 ニ 高齢者（障害者）施設の職員 ノ 主任訪問介護員 ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>

	<p>○移動・移乗に関連したところ とからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>○食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>○睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p>	<p>イ 介護福祉士</p> <p>エ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>カ 訪問介護員養成研修修了者（1級、2級）</p> <p>キ 介護職員初任者研修修了者</p> <p>ク 保健師</p> <p>ケ 看護師</p> <p>ニ 高齢者（障害者）施設の職員</p> <p>ノ 主任訪問介護員</p> <p>ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>
	<p>○死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護</p>	<p>ア 社会福祉士</p> <p>イ 介護福祉士</p> <p>ク 保健師</p> <p>ケ 看護師</p> <p>サ 医師</p> <p>タ 臨床心理士</p> <p>チ 精神保健福祉士</p> <p>ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>
	<p>Ⅲ. 生活支援技術演習 （2時間（目安））</p> <p>○介護過程の基礎的理解</p>	<p>イ 介護福祉士</p> <p>エ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>オ 訪問介護員養成研修修了者（1級）</p> <p>コ 介護支援専門員</p> <p>ノ 主任訪問介護員</p>
9. 振り返り （2時間）	<p>○振り返り</p> <p>○就業への備えと研修終了後における継続的な研修</p>	<p>イ 介護福祉士</p> <p>エ 介護職員基礎研修修了者</p> <p>オ 訪問介護員養成研修修了者（1級）</p> <p>ノ 主任訪問介護員</p> <p>ハ 福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員</p>

講師要件の詳細			
※実務経験について 実務経験について、各資格取得以前に従事可能な同等の業務に就いていた場合、経験年数に含むものと考ええる。			
記号	資格等	実務経験	備考
ア	社会福祉士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
イ	介護福祉士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ウ	社会福祉主事	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
エ	介護職員基礎研修修了者	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
オ	訪問介護員養成研修修了者（1級）	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
カ	訪問介護員養成研修修了者（1級、2級）	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
キ	介護職員初任者研修修了者	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ク	保健師	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ケ	看護師	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	准看護師も含む
コ	介護支援専門員	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
サ	医師	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
シ	作業療法士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ス	理学療法士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
セ	建築士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ソ	栄養士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
タ	臨床心理士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
チ	精神保健福祉士	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ツ	市町村高齢者福祉主管課職員	①現在、高齢者福祉主管課に在籍かつ、1年以上の実務経験をもつ職員 ②過去において、高齢者福祉主管課にて3年以上の実務経験をもつ職員	

テ	市町村障害者福祉主管課職員	①現在、障害者福祉主管課に在籍かつ、1年以上の実務経験をもつ職員 ②過去において、障害者福祉主管課にて3年以上の実務経験をもつ職員	
ト	地域包括支援センター職員	①現在、地域包括支援センターに在籍かつ、1年以上の実務経験をもつ職員 ②過去において、地域包括支援センターにて3年以上の実務経験をもつ職員	
ナ	在宅介護支援センター職員	①現在、在宅介護支援センターに在籍かつ、1年以上の実務経験をもつ職員 ②過去において、在宅介護支援センターにて3年以上の実務経験をもつ職員	
ニ	高齢者（障害者）施設の職員	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ヌ	高齢者施設の施設長、指導員	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ネ	特養、老健施設の指導員	おおむね5年以上の実務経験をもつ者	
ノ	主任訪問介護員	主任訪問介護員としておおむね5年以上の実務経験をもつ職員	
ハ	福祉・介護・看護系大学、専門学校の教員	①該当科目の内容を現に教授し、かつ当該科目を1年以上教授する者 ②当該科目の内容を過去において3年以上教授していた経験を持つ者	
ヒ	医学系大学の教員	①該当科目の内容を現に教授し、かつ当該科目を1年以上教授する者 ②当該科目の内容を過去において3年以上教授していた経験を持つ者	

(別添1)

介護職員初任者研修課程における目標、評価の指針

1 各科目の到達目標、評価

(1) 介護職員初任者研修課程を通じた到達目標

- ① 基本的な介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標であることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割、責務等を理解できる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

(2) 各科目の「到達目標・評価の基準」

① 「ねらい（到達目標）」

「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

介護職員初任者研修修了時点でただちにできることは困難だが、介護職員初任者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

② 「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、介護職員初任者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

介護職員初任者研修事業者は受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル。

【表記】

- ・「列挙できる」（知っているレベル）
- ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）
- ・「説明できる」（具体的に説明できるレベル）

筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各科目の「内容例」

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。

各科目の到達目標、評価、内容

1. 職務の理解（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える「在宅におけるケア」等の実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-------------	--

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・研修課程全体（130時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。 ・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様なサービスの理解 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービス（居宅、施設）、○介護保険外サービス 2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解 <ul style="list-style-type: none"> ○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等) ○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携

2. 介護における尊厳の保持・自立支援（9時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	介護職が、利用者の尊厳ある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。 ・虐待の定義、身体拘束、及びサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事例を複数示し、利用者及びその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。 ・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。 ・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。 ・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。
-----------------------	--

内 容	<p>1. 人権と尊厳を支える介護</p> <p>(1) 人権と尊厳の保持</p> <p>○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護</p> <p>(2) ICF</p> <p>○介護分野における ICF</p> <p>(3) QOL</p> <p>○QOL の考え方、○生活の質</p> <p>(4) ノーマライゼーション</p> <p>○ノーマライゼーションの考え方</p> <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <p>○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</p> <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <p>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p> <p>2. 自立に向けた介護</p> <p>(1) 自立支援</p> <p>○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</p> <p>(2) 介護予防</p> <p>○介護予防の考え方</p>
--------	---

3. 介護の基本（6時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。
修了時の評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について列挙できる。 ・介護職として共通の基本的な役割とサービスごとの特性、医療・看護との連携の必要性について列挙できる。 ・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを列挙できる。 ・生活支援の場で出会う典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを列挙できる。 ・介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を列挙できる。

（2）内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 ・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、場合によってはそれに一人に対応しようとせず、サービス提供責任者や医療職と連携することが重要であると実感できるよう促す。
-------	--

内 容	<p>1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携</p> <p>(1) 介護環境の特徴の理解 ○訪問介護と施設サービスの違い、○地域包括ケアの方向性</p> <p>(2) 介護の専門性 ○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム、○多職種から成るチーム</p> <p>(3) 介護に関わる職種 ○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者、○看護師等とチームとなり利用者を支える意味、○互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担</p> <p>2. 介護職の職業倫理 職業倫理 ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重</p> <p>3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>(1) 介護における安全の確保 ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード</p> <p>(2) 事故予防、安全対策 ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有</p> <p>(3) 感染対策 ○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識</p> <p>4. 介護職の安全 介護職の心身の健康管理 ○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○腰痛の予防に関する知識、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策</p>
--------	--

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（9時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ、各専門職の役割・責務について、その概要のポイントを列挙できる。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解し、各サービスや地域支援の役割について列挙できる。 ・介護保険制度や障害福祉制度の理念、介護保険制度の財源構成と保険料負担の大枠について列挙できる。 例：税が財源の半分であること、利用者負担割合 ・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて列挙できる。 ・高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について列挙できる。 ・医行為の考え方、一定の要件のもとに介護福祉士等が行う医行為などについて列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を徹底する。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置付けや、代表的なサービスの理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 介護保険制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 <ul style="list-style-type: none"> ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進 (2) 仕組みの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順 (3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 <ul style="list-style-type: none"> ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定 2. 医療との連携とリハビリテーション <ul style="list-style-type: none"> ○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念 3. 障害福祉制度及びその他制度 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者福祉制度の理念 <ul style="list-style-type: none"> ○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類） (2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解 <ul style="list-style-type: none"> ○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで (3) 個人の権利を守る制度の概要 <ul style="list-style-type: none"> ○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業

5. 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、初任者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ・言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。 ・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。
-----------------------	--

内 容	<p>1. 介護におけるコミュニケーション</p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 ○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 ○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化 ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告 ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境 ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p>
--------	---

6. 老化の理解（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 ・高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等

(2) 内容例

指 導 の 視 点	高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常 <ol style="list-style-type: none"> (1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験 (2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響 <ul style="list-style-type: none"> ○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響 2. 高齢者と健康 <ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者の疾病と生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛 (2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> ○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい

7. 認知症の理解（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症の利用者を介護する時の判断の基準となる原則を理解している。
修了時の評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ・認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、及びそれに影響する要因を列挙できる。 ・認知症の心理・行動のポイント、認知症の利用者への対応、コミュニケーションのとり方、及び介護の原則について列挙できる。また、同様に、若年性認知症の特徴についても列挙できる。 ・認知症の利用者の健康管理の重要性と留意点、廃用症候群予防について概説できる。 ・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを列挙できる。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。 ・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を概説できる。 ・家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて列挙できる。

(2) 内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。 ・複数の具体的なケースを示し、認知症の利用者の介護における原則についての理解を促す。
-------	---

内 容	<p>1. 認知症を取り巻く状況 認知症ケアの理念 ○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</p> <p>2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理 認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理 ○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>3. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 (1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴 ○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善 (2) 認知症の利用者への対応 ○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考えること、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p> <p>4. 家族への支援 ○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）</p>
--------	--

8. 障害の理解（3時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ICF の分類と医学的分類、○ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの概念 2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害 <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害 (2) 知的障害 <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害 (3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） <ul style="list-style-type: none"> ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) その他の心身の機能障害 3. 家族の心理、かかわり支援の理解 <ul style="list-style-type: none"> 家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減

9. こころとからだのしくみと生活支援技術（75時間）

〈展開例〉

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。

基本知識の学習・・・10～13時間程度

- 「1. 介護の基本的な考え方」
- 「2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
- 「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

生活支援技術の講義・演習・・・50～55時間程度

- 「4. 生活と家事」
- 「5. 快適な居住環境整備と介護」
- 「6. 整容に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「7. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「8. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「9. 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「10. 排泄に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「11. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「12. 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護」

生活支援技術演習・・・10～12時間程度

- 「13. 介護過程の基礎的理解」
- 「14. 総合生活支援技術演習」

内 容

① 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none">・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する知識を習得し、安全な介護サービスの提供方法を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。
-------------	--

修了時の評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた在宅・施設等それぞれの場面における高齢者の生活について列挙できる。 ・要介護度や健康状態の変化に沿った基本的な介護技術の原則（方法、留意点、その根拠等）について概説でき、生活の中の介護予防、および介護予防プログラムによる機能低下の予防の考え方や方法を列挙できる。 ・利用者の身体の状態に合わせた介護、環境整備についてポイントを列挙できる。 ・人の記憶の構造や意欲等を支援と結びつけて概説できる。 ・人体の構造や機能が列挙でき、何故行動が起こるのかを概説できる。 ・家事援助の機能と基本原則について列挙できる。 ・装うことや整容の意義について解説でき、指示や根拠に基づいて部分的な介護を行うことができる。 ・体位変換と移動・移乗の意味と関連する用具・機器やさまざまな車いす、杖などの基本的使用方法を概説でき、体位変換と移動・移乗に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法が列挙でき、食事に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・入浴や清潔の意味と入浴を取り巻く環境整備や入浴に関連した用具を列挙でき、入浴に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・排泄の意味と排泄を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、排泄に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみが理解され、指示に基づいて介助を行うことができる。 ・ターミナルケアの考え方、対応のしかた・留意点、本人・家族への説明と了解、介護職の役割や他の職種との連携（ボランティアを含む）について、列挙できる。
------------	---

② 内容例

指導の指針	<ul style="list-style-type: none"> ・介護実践に必要なところとからだのしくみの基礎的な知識を介護の流れを示しながら、視聴覚教材や模型を使って理解させ、具体的な身体の各部の名称や機能等が列挙できるように促す。 ・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 ・例えば「食事の介護技術」は「食事という生活の支援」と捉え、その生活を支える技術の根拠を身近に理解できるように促す。さらに、その利用者が満足する食事が提供したいと思う意欲を引き出す。他の生活場面でも同様とする。 ・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。
-------	---

内 容	<p>〈Ⅰ. 基本知識の学習・・・10～13 時間程度〉</p> <p>1. 介護の基本的な考え方 ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</p> <p>2. 介護に関するところのしくみの基礎的理解 ○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○ところの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がところに与える影響</p> <p>3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、○ biomechanics の活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○ところとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</p> <p>〈Ⅱ. 生活支援技術の学習・・・50～55 時間程度〉</p> <p>4. 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与</p> <p>6. 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 整容に関する基礎知識、整容の支援技術 ○身体状況に合わせた衣服の選択、着脱、○身じたく、○整容行動、○洗面の意義・効果</p> <p>7. 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 ○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ biomechanics の基本原理、○移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、○褥瘡予防</p>
--------	--

内 容	<p>8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防</p> <p>9. 入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 入浴、清潔保持に関連した基礎知識、さまざまな入浴用具と整容用具の活用方法、楽しい入浴を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○羞恥心や遠慮への配慮、○体調の確認、○全身清拭（身体状況の確認、室内環境の調整、使用物品の準備と使用方法、全身の拭き方、身体の支え方）、○目・鼻腔・耳・爪の清潔方法、○陰部清浄（臥床状態での方法）、○足浴・手浴・洗髪</p> <p>10. 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 排泄に関する基礎知識、さまざまな排泄環境整備と排泄用具の活用方法、爽やかな排泄を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○排泄とは、○身体面（生理面）での意味、○心理面での意味、○社会的な意味、○プライド・羞恥心、○プライバシーの確保、○おむつは最後の手段／おむつ使用の弊害、○排泄障害が日常生活上に及ぼす影響、○排泄ケアを受けることで生じる心理的な負担・尊厳や生きる意欲との関連、○一部介助を要する利用者のトイレ介助の具体的方法、○便秘の予防（水分の摂取量保持、食事内容の工夫／繊維質の食物を多く取り入れる、腹部マッサージ）</p> <p>11. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p>
--------	--

内 容	<p>12. 死にゆく人に関したところとからだのしくみと終末期介護</p> <p>終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援</p> <p>○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいてきたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性</p> <p>※「Ⅱ. 生活支援技術の学習」においては、総時間の概ね5～6割を技術演習にあてることとし、その他の時間は、個々の技術に関連したところとからだのしくみ等の根拠の学習及び技術についての講義等に充てること。</p> <p>〈Ⅲ. 生活支援技術演習・・・10～12時間程度〉</p> <p>13. 介護過程の基礎的理解</p> <p>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p> <p>14. 総合生活支援技術演習</p> <p>（事例による展開）</p> <p>生活の各場面での介護について、ある状態像の利用者を想定し、一連の生活支援を提供する流れの理解と技術の習得、利用者の心身の状況にあわせた介護を提供する視点の習得を目指す。</p> <p>○事例の提示→ところとからだの力が発揮できない要因の分析→適切な支援技術の検討→支援技術演習→支援技術の課題（1事例1.5時間程度で上のサイクルを実施する）</p> <p>○事例は高齢（要支援2程度、認知症、片麻痺、座位保持不可）から2事例を選択して実施</p> <p>※本科目の6～11の内容においても、「14. 総合生活支援技術演習」で選択する高齢の2事例と同じ事例を共通して用い、その支援技術を適用する考え方の理解と技術の習得を促すことが望ましい。</p> <p>※本科目の6～11の内容における各技術の演習及び「14. 総合生活支援技術演習」においては、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うこと。</p>
--------	---

10. 振り返り（4時間）

（1） 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。
-------------	---

（2） 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅、施設のいずれの場合であっても、「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って介護を行えるよう理解を促す。 ・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたいうえで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 ・修了後も継続的に学習することを前提に、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 ・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 ・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）
内 容	<p>1. 振り返り</p> <p>○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと</p> <p>○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等）</p> <p>2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p> <p>○継続的に学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介</p>

(別添2)

生活援助従事者研修課程における目標、評価の指針

1 各科目の到達目標、評価

(1) 生活援助従事者研修課程を通じた到達目標

- ① 基本的な生活援助中心型の介護を実践するために最低限必要な知識・技術を理解できる。
- ② 介護の実践については、正しい知識とアセスメント結果に基づく適切な介護技術の適用が必要であることを理解できる。
- ③ 自立の助長と重度化防止・遅延化のために、介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させるという視点が大切であることを理解できる。
- ④ 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活を送れるようにするために、利用者一人ひとりに対する生活状況の的確な把握が必要であることを理解できる。
- ⑤ 他者の生活観及び生活の営み方への共感、相手の立場に立って考えるという姿勢を持つことの大切さについて理解できる。
- ⑥ 自立支援に資するサービスを多職種と協働して総合的、計画的に提供できる能力を身につけることが、自らの将来の到達目標となりうることを理解できる。
- ⑦ 利用者本位のサービスを提供するため、チームアプローチの重要性を理解し、その一員として業務に従事するという視点を持つことができる。
- ⑧ 利用者、家族、多職種との円滑なコミュニケーションのとり方の基本を理解できる。
- ⑨ 的確な記録・記述の大切さを理解できる。
- ⑩ 人権擁護の視点、職業倫理の基本を理解できる。
- ⑪ 介護に関する社会保障の制度、施策、サービス利用の流れについての概要を理解できる。

(2) 各科目の「到達目標・評価の基準」

① 「ねらい（到達目標）」

「ねらい（到達目標）」は、各科目が、実務においてどのような行動ができる介護職員を養成しようとするのかを定義したものである。

生活援助従事者研修修了時点でただちにできることは困難だが、生活援助従事者研修事業者は、研修修了後一定の実務後にこの水準に到達する基礎を形成することを目標に、研修内容を企画する。

② 「修了時の評価ポイント」

「修了時の評価ポイント」とは、生活援助従事者研修において実施する受講者の習得状況の評価において、最低限理解・習得すべき事項を定義したものである。

生活援助従事者研修事業者は受講者が修了時にこの水準に到達できていることを確認する必要がある。

「修了時の評価ポイント」は評価内容に応じて下記のような表記となっている。

ア 知識として知っていることを確認するもの。

知識として知っているレベル。

【表記】

- ・「理解している」（概要を知っているレベル）
- ・「列挙できる」（知っているレベル）
- ・「概説できる」（だいたいのところを説明できるレベル）

・「説明できる」(具体的に説明できるレベル)

筆記試験や口頭試験により、知識を確認することが考えられる。

イ 技術の習得を確認するもの。

実技演習で行った程度の技術を習得しているレベル。

【表記】

・「～できる」「実施できる」

教室での実技を行い確認することが考えられる。

ウ 各科目の「内容例」

各科目の「内容例」に示す、「指導の視点」「内容」は、各科目の内容について例示したものである。

各科目の到達目標、評価、内容

1. 職務の理解（2時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	研修に先立ち、これからの介護が目指すべき、その人の生活を支える生活援助中心型のケアの実践について、介護職がどのような環境で、どのような形で、どのような仕事を行うのか、具体的イメージを持って実感し、以降の研修に実践的に取り組めるようになる。
-------------	---

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・研修課程全体（59時間）の構成と各研修科目（10科目）相互の関連性の全体像をあらかじめイメージできるようにし、学習内容を体系的に整理して知識を効率・効果的に学習できるような素地の形成を促す。 ・視聴覚教材等を工夫するとともに、必要に応じて見学を組み合わせるなど、介護職が働く現場や仕事の内容を、出来るかぎり具体的に理解させる。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 多様なサービスの理解 <ul style="list-style-type: none"> ○介護保険サービス（居宅）、○介護保険外サービス 2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解 <ul style="list-style-type: none"> ○居宅の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○居宅の実際のサービス提供現場の具体的イメージ （視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等） ○生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを含む）

2. 介護における尊厳の保持・自立支援（6時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	介護職が、利用者の尊厳ある暮らしを支える専門職であることを自覚し、自立支援、介護予防という介護・福祉サービスを提供するにあたっての基本的視点及びやってはいけない行動例を理解している。
修了時の 評価 ポイント	<ul style="list-style-type: none">・介護の目標や展開について、尊厳の保持、QOL、ノーマライゼーション、自立支援の考え方を取り入れて概説できる。・虐待の定義、身体拘束、及びサービス利用者の尊厳、プライバシーを傷つける介護についての基本的なポイントを理解している。

（2）内容例

指導の 視点	<ul style="list-style-type: none">・具体的な事例を複数示し、利用者及びその家族の要望にそのまま応えることと、自立支援・介護予防という考え方に基づいたケアを行うことの違い、自立という概念に対する気づきを促す。・具体的な事例を複数示し、利用者の残存機能を効果的に活用しながら自立支援や重度化の防止・遅延化に資するケアへの理解を促す。・利用者の尊厳を著しく傷つける言動とその理由について考えさせ、尊厳という概念に対する気づきを促す。・虐待を受けている高齢者への対応方法についての指導を行い、高齢者虐待に対する理解を促す。
-----------	---

内 容	<p>1. 人権と尊厳を支える介護</p> <p>(1) 人権と尊厳の保持</p> <p>○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護</p> <p>(2) ICF</p> <p>○介護分野における ICF</p> <p>(3) QOL</p> <p>○QOL の考え方、○生活の質</p> <p>(4) ノーマライゼーション</p> <p>○ノーマライゼーションの考え方</p> <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <p>○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</p> <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <p>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p> <p>2. 自立に向けた介護</p> <p>(1) 自立支援</p> <p>○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、</p> <p>○個別性／個別ケア、○重度化防止</p> <p>(2) 介護予防</p> <p>○介護予防の考え方</p>
--------	---

3. 介護の基本（4時間）

（1） 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・介護職に求められる専門性と職業倫理の必要性に気づき、職務におけるリスクとその対応策のうち重要なものを理解している。 ・介護を必要としている人の個別性を理解し、その人の生活を支えるという視点から支援を捉える事ができる。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・介護の目指す基本的なものは何かを概説でき、家族による介護と専門職による介護の違い、介護の専門性について理解している。 ・介護職の職業倫理の重要性を理解し、介護職が利用者や家族等と関わる際の留意点について、ポイントを理解している。 ・生活支援の場では典型的な事故や感染、介護における主要なリスクを理解している。 ・介護職におこりやすい健康障害や受けやすいストレス、またそれらに対する健康管理、ストレスマネジメントのあり方、留意点等を理解している。

（2） 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り具体例を示す等の工夫を行い、介護職に求められる専門性に対する理解を促す。 ・介護におけるリスクに気づき、緊急対応の重要性を理解するとともに、それに一人に対応しようとせず、サービス提供責任者の指示を仰ぐことが重要であると実感できるよう促す。
-----------------------	--

内 容	<p>1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携</p> <p>(1) 介護環境の特徴の理解 ○地域包括ケアの方向性</p> <p>(2) 介護の専門性 ○重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム</p> <p>(3) 介護に関わる職種 ○異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者</p> <p>2. 介護職の職業倫理 職業倫理 ○専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重</p> <p>3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p>(1) 介護における安全の確保 ○事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード○身体介助の技術を持たない人が介助するリスク</p> <p>(2) 事故予防、安全対策 ○リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有</p> <p>(3) 感染対策 ○感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識</p> <p>4. 介護職の安全 介護職の心身の健康管理 ○介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策</p>
--------	--

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携（3時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	介護保険制度や障害福祉制度を担う一員として最低限知っておくべき制度の目的、サービス利用の流れ等について、その概要のポイントを列挙できる。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・生活全体の支援のなかで介護保険制度の位置づけを理解している。 ・介護保険制度や障害福祉制度の理念と保険料負担、本人負担について理解している。 例：利用者負担割合等 ・ケアマネジメントの意義について概説でき、代表的なサービスの種類と内容、利用の流れについて理解している。 ・高齢障害者の生活を支えるための基本的な考え方を理解し、代表的な障害者福祉サービス、権利擁護や成年後見の制度の目的、内容について理解している。

(2) 内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度・障害福祉制度を担う一員として、介護保険制度の理念に対する理解を促す。 ・利用者の生活を中心に考えるという視点を共有し、その生活を支援するための介護保険制度、障害福祉制度、その他制度のサービスの位置付けや、代表的なサービスの理解を促す。
-----------------------	--

内 容	<p>1. 介護保険制度</p> <p>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向 ○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解 ○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割 ○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション ○訪問看護</p> <p>3. 障害福祉制度およびその他制度</p> <p>(1) 障害福祉制度の理念</p>
--------	--

	<p>○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解</p> <p>○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要</p> <p>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>
--	---

5. 介護におけるコミュニケーション技術（6時間）

(1) 到達目標・評価の基準

ね ら い	<p>高齢者や障害者のコミュニケーション能力は一人ひとり異なることと、その違いを認識してコミュニケーションを取ることが専門職に求められていることを認識し、生活援助中心型サービスの職務に従事する者として最低限の取るべき（取るべきでない）行動例を理解している。</p>
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・共感、受容、傾聴的態度、気づきなど、基本的なコミュニケーション上のポイントについて列挙できる。 ・家族が抱きやすい心理や葛藤の存在と介護における相談援助技術の重要性を理解し、介護職としてもつべき視点を列挙できる。 ・言語、視覚、聴覚障害者とのコミュニケーション上の留意点を列挙できる。 ・記録の機能と重要性に気づき、主要なポイントを列挙できる。

(2) 内容例

指導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none">・利用者の心理や利用者との人間関係を著しく傷つけるコミュニケーションとその理由について考えさせ、相手の心身機能に合わせた配慮が必要であることへの気づきを促す。・チームケアにおける専門職間でのコミュニケーションの有効性、重要性を理解するとともに、記録等を作成する介護職一人ひとりの理解が必要であることへの気づきを促す。
-------------------	---

内 容	<p>1. 介護におけるコミュニケーション</p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割 ○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション ○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際 ○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際 ○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</p> <p>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</p> <p>(1) 記録における情報の共有化 ○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</p> <p>(2) 報告 ○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</p> <p>(3) コミュニケーションを促す環境 ○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</p>
--------	---

6. 老化と認知症の理解（9時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う心身の変化や疾病について、生理的な側面から理解することの重要性に気づき、自らが継続的に学習すべき事項を理解している。 ・介護において認知症を理解することの必要性に気づき、認知症ケアの基本を理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・加齢・老化に伴う生理的な変化や心身の変化・特徴、社会面、身体面、精神面、知的能力面などの変化に着目した心理的特徴について列挙できる。 例：退職による社会的立場の喪失感、運動機能の低下による無力感や羞恥心、感覚機能の低下によるストレスや疎外感、知的機能の低下による意欲の低下等 ・高齢者に多い疾病の種類と、その症状や特徴及び治療・生活上の留意点、及び高齢者の疾病による症状や訴えについて列挙できる。 例：脳梗塞の場合、突発的に症状が起こり、急速に意識障害、片麻痺、半側感覚障害等を生じる等 ・認知症ケアの理念や利用者中心というケアの考え方について概説できる。 ・健康な高齢者の「物忘れ」と、認知症による記憶障害の違いについて列挙できる。 ・認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）等の基本的特性、およびそれに影響する要因を列挙できる。 ・認知症の利用者の健康管理と廃用症候群予防の重要性と留意点について列挙できる。 ・認知症の利用者の生活環境の意義やそのあり方について、主要なキーワードを理解している。 例：生活習慣や生活様式の継続、なじみの人間関係やなじみの空間、プライバシーの確保と団らんの場の確保等、地域を含めて生活環境とすること。 ・認知症の利用者とのコミュニケーション（言語、非言語）の原則、ポイントについて理解でき、具体的な関わり方（良い関わり方、悪い関わり方）を列挙できる。 ・家族の気持ちや、家族が受けやすいストレスについて理解している。

（2）内容例

指導の視点	<ul style="list-style-type: none">・高齢者に多い心身の変化、疾病の症状等について具体例を挙げ、その対応における留意点を説明し、介護において生理的側面の知識を身につけることの必要性への気づきを促す。・認知症の利用者の心理・行動の実際を示す等により、認知症の利用者の心理・行動を実感できるよう工夫し、介護において認知症を理解することの必要性への気づきを促す。・複数の具体的なケースを示し、認知症ケアの基本についての理解を促す。
-------	--

内 容	<p>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常</p> <p>(1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴</p> <p style="padding-left: 2em;">○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験</p> <p>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</p> <p style="padding-left: 2em;">○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響</p> <p>2. 高齢者と健康</p> <p>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点</p> <p style="padding-left: 2em;">○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛</p> <p>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p> <p style="padding-left: 2em;">○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</p> <p>3. 認知症を取り巻く状況</p> <p style="padding-left: 2em;">認知症ケアの理念</p> <p style="padding-left: 4em;">○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</p> <p>4. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</p> <p style="padding-left: 2em;">認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <p style="padding-left: 4em;">○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>5. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p style="padding-left: 2em;">○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○不適切なケア、○生活環境で改善</p> <p>(2) 認知症の利用者への対応</p> <p style="padding-left: 2em;">○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、○身体を通したコミュニケーション、○相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に合わせたケア</p> <p>6. 家族への支援</p> <p style="padding-left: 2em;">○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイトケア）</p>
--------	--

7. 障害の理解（3時間）

（1）到達目標・評価の基準

ね ら い	障害の概念と ICF、障害福祉の基本的な考え方について理解し、介護における基本的な考え方について理解している。
修 了 時 の 評 価 ポ イ ン ト	<ul style="list-style-type: none"> ・障害の概念と ICF について概説でき、各障害の内容・特徴及び障害に応じた社会支援の考え方について列挙できる。 ・障害の受容のプロセスと基本的な介護の考え方について列挙できる。

（2）内容例

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・介護において障害の概念と ICF を理解しておくことの必要性の理解を促す。 ・高齢者の介護との違いを念頭におきながら、それぞれの障害の特性と介護上の留意点に対する理解を促す。
内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害の基礎的理解 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害の概念と ICF <ul style="list-style-type: none"> ○ICF の分類と医学的分類、○ICF の考え方 (2) 障害福祉の基本理念 <ul style="list-style-type: none"> ○ノーマライゼーションの概念 2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識 <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害 <ul style="list-style-type: none"> ○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、○肢体不自由、○内部障害 (2) 知的障害 <ul style="list-style-type: none"> ○知的障害 (3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） <ul style="list-style-type: none"> ○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、○高次脳機能障害、○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 (4) その他の心身の機能障害 3. 家族の心理、かかわり支援の理解 <ul style="list-style-type: none"> 家族への支援 <ul style="list-style-type: none"> ○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減

8. こころとからだのしくみと生活支援技術 (24 時間)

〈展開例〉

基本知識の学習の後に、生活支援技術等の学習を行い、最後に事例に基づく総合的な演習を行う。概ね次のような展開が考えられる。

基本知識の学習・・・7.5 時間 (目安)

- 「1. 介護の基本的な考え方」
- 「2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解」
- 「3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解」

生活支援技術の学習・・・14.5 時間 (目安)

- 「4. 生活と家事」
- 「5. 快適な居住環境整備と介護」
- 「6. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「7. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「8. 睡眠に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護」
- 「9. 死にゆく人に関連したこころとからだのしくみと終末期介護」

生活支援技術演習・・・2 時間 (目安)

- 「10. 介護過程の基礎的理解」

(1) 内 容

① 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none">・介護技術の根拠となる人体の構造や機能に関する基礎的知識を習得し、生活援助中心型サービスの安全な提供方法等を理解し、基礎的な一部または全介助等の介護が実施できる。・尊厳を保持し、その人の自立及び自律を尊重し、持てる力を発揮してもらいながらその人の在宅・地域等での生活を支える介護技術や知識を習得する。
-------------	---

<p>修了時の評価ポイント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主だった状態像の高齢者の生活の様子をイメージでき、要介護度等に応じた高齢者の在宅生活について列挙できる。 ・利用者の身体の状態に合わせた介護、環境整備についてポイントを理解している。 ・人体の構造や機能の基礎的知識を習得し、何故行動が起こるのかを概要を理解している。 ・家事援助の機能の概要について列挙できる。 ・移動・移乗の意味と関連する用具・機器、および移動・移乗に関するからだのしくみを理解し、立ち上がりや移動の際の声かけ、歩行等が不安定な者の移動支援・見守りを行うことができる。 ・食事の意味と食事を取り巻く環境整備の方法のポイントを理解し、食事に関するからだのしくみを理解している。 ・睡眠の意味と睡眠を取り巻く環境整備や関連した用具を列挙でき、睡眠に関するからだのしくみを理解している。 ・ターミナルケアの考え方について列挙できる。
-------------------	--

② 内容例

<p>指導の指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助を中心とする介護実践に必要とされるところとからだのしくみの基礎的な知識を理解させ、具体的な身体機能の概要が理解できるよう促す。 ・サービスの提供例の紹介等を活用し、利用者にとっての生活の充足を提供しかつ不満足を感じさせない技術が必要となることへの理解を促す。 ・「死」に向かう生の充実と尊厳ある死について考えることができるように、身近な素材からの気づきを促す。
--------------	---

内 容	<p>〈Ⅰ. 基本知識の学習〉</p> <p>1. 介護の基本的な考え方 ○理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、○法的根拠に基づく介護</p> <p>2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因</p> <p>3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解 ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点</p> <p>〈Ⅱ. 生活支援技術の学習〉</p> <p>4. 生活と家事 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p> <p>5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点 ○家庭内に多い事故</p> <p>6. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するこころとからだの要因の理解、移動と社会参加の留意点と支援、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○歩行等が不安定な者の移動支援・見守り（車いす・歩行器・つえ等）</p> <p>7. 食事に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備（時間・場所等）、○食事に関わる福祉用具の定義、○口腔ケアの意義、○誤嚥性肺炎の予防</p>
--------	--

内 容	<p>8. 睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護</p> <p>睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法</p> <p>○安眠のための介護の工夫、○環境の整備（温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室）、○安楽な姿勢・褥瘡予防</p> <p>9. 死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末期介護</p> <p>終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援</p> <p>○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程（高齢者の自然死（老衰）、癌死）、○臨終が近づいたときの兆候</p> <p>〈Ⅲ. 生活支援技術演習〉</p> <p>10. 介護過程の基礎的理解</p> <p>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p>
--------	--

9. 振り返り（2時間）

（1） 到達目標・評価の基準

ね ら い	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体を振り返り、本研修を通じて学んだことについて再確認を行うとともに、就業後も継続して学習・研鑽する姿勢の形成、学習課題の認識をはかる。
-------------	---

指 導 の 視 点	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者の生活の拠点に共に居る」という意識を持って、その状態における模擬演習（身だしなみ、言葉遣い、応対の態度等の礼節を含む。）を行い、業務における基本的態度の視点を持って生活援助中心型の介護サービスを行えるよう理解を促す。 ・研修を通じて学んだこと、今後継続して学ぶべきことを演習等で受講者自身に表出・言語化させたいうで、利用者の生活を支援する根拠に基づく介護の要点について講義等により再確認を促す。 ・修了後も継続的に学習することの重要性について理解を促し、介護職が身につけるべき知識や技術の体系を再掲するなどして、受講者一人ひとりが今後何を継続的に学習すべきか理解できるよう促す。 ・最新知識の付与と、次のステップ（職場環境への早期適応、キャリアアップ等）へ向けての課題を受講者が認識できるよう促す。 ・介護職の仕事内容や働く現場、事業所等における研修の実例等について、具体的なイメージを持たせるような教材の工夫、活用が望ましい。（視聴覚教材、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）
内 容	<p>1. 振り返り</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと ○根拠に基づく介護についての要点（利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等） <p>2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ○継続的に学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例（Off-JT、OJT）を紹介

6～11の内容における各技術の演習及び「14. 総合生活支援技術演習」において、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うこと。

(参考1-2)

修了評価表（生活援助従事者研修課程）

研修事業者名 _____

氏名	「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」 (実施年月日)	修了評価 (実施年月日)
(例)土浦 祐子	B (4/17)	A (5/6)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)
	(/)	(/)

※カリキュラム8の評価基準及び様式は一例です。

※紙媒体を実績報告書（様式 15）に添付してください。

※「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」における評価については、本科目の 6～8 の内容における各技術の演習において、一連の演習を通して受講者の技術度合いの評価（介護技術を適用する各手順のチェックリスト形式による確認等）を行うこと。

別表 1

通信形式で実施できる科目ごとの上限時間と各科目の総時間

【介護職員初任者研修課程】

科 目	通信形式で実施できる上限時間	通信を上限まで実施した場合の通学時間	合計時間
1. 職務の理解	0 時間	6 時間	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	7.5 時間	1.5 時間	9 時間
3. 介護の基本	3 時間	3 時間	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	7.5 時間	1.5 時間	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	3 時間	6 時間
6. 老化の理解	3 時間	3 時間	6 時間
7. 認知症の理解	3 時間	3 時間	6 時間
8. 障害の理解	1.5 時間	1.5 時間	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	12 時間	63 時間	75 時間
10. 振り返り	0 時間	4 時間	4 時間
合計	40.5 時間	89.5 時間	130 時間

【生活援助従事者研修課程】

科 目	通信形式で実施できる上限時間	通信を上限まで実施した場合の通学時間	合計時間
1. 職務の理解	0 時間	2 時間	2 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	3 時間	3 時間	6 時間
3. 介護の基本	2.5 時間	1.5 時間	4 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療の連携	2 時間	1 時間	3 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3 時間	3 時間	6 時間
6. 老化と認知症の理解	5 時間	4 時間	9 時間
7. 障害の理解	1 時間	2 時間	3 時間
8. こころとからだのしくみと生活支援技術	12.5 時間	11.5 時間	24 時間
9. 振り返り	0 時間	2 時間	2 時間
合計	29 時間	30 時間	59 時間

介護員養成研修事業における免除科目及び時間

- 1 特別養護老人ホーム等の介護職員としての実務経験を有する者については、以下に基づき研修の科目の一部を免除することができることとする。なお、当該条件については、介護職員初任者研修課程、生活援助従事者研修課程ともに適用するものとする。

免除対象者：対象施設に常勤で1年以上勤務しているもの又は勤務していたもので退職後3年以内のもの

免除対象科目：「こころとからだのしくみと生活支援技術」のうち、実習部分について最大で12時間

対 象 施 設	
特別養護老人ホーム	訪問介護事業所
介護老人保健施設	通所介護施設
身体障害者療護施設	在宅介護支援センター
肢体不自由児施設	地域包括支援センター
認知症対応型共同生活介護事業所	訪問看護ステーション
小規模多機能居宅介護事業所	
現に介護サービスを提供している有料老人ホーム	

- 2 1の条件で科目の免除を行う場合には、事業者は、対象受講者から当該実務経験について、サービス事業所長の証明等による実務経験証明（参考2）の提出を受け、その内容を確認し、保管すること。

- 3 介護職員初任者研修課程を受講する場合の科目の免除について

生活援助従事者研修、入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）、認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）、及び訪問介護に関する3級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）を修了している者については、当該研修における履修科目が、介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、（別添3）で示す各研修の内容及び時間との対象関係を踏まえて、介護職員初任者研修課程の一部を免除することができるものとする。

- 4 生活援助従事者研修課程を受講する場合の科目の免除について

入門的研修、認知症介護基礎研修及び訪問介護に関する3級課程を修了している者については、当該研修における履修科目が、介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複するものと認められるため、(別添4)で示す各研修の内容及び時間との対象関係を踏まえて、生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものとする。

- 5 3、4の条件で科目の免除を行う場合には、事業者は、対象受講者から該当する資格証の写しの提出を受け、その内容を確認し、保管すること。

(別添3) 介護職員初任者研修課程を受講する場合の科目の免除について

【生活援助従事者研修課程修了者】

科目	最大 免除 時間	研修内容 ※ <u>下線部</u> は、免除できる部分。 ※ <u>二重下線部</u> は内容を軽くして教えることができる部分。
1 職務の理解	2 時間	<p>2. 多様なサービスの理解</p> <p>○介護保険サービス（居宅、施設）、○<u>介護保険外サービス</u></p> <p>2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解</p> <p>○<u>居宅、施設</u>の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</p> <p>○<u>居宅、施設</u>の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等)</p> <p>○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携</p>
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	<p>1. 人権と尊厳を支える介護</p> <p><u>(1) 人権と尊厳の保持</u></p> <p>○<u>個人として尊重</u>、○<u>アドボカシー</u>、○<u>エンパワメントの視点</u>○<u>「役割」の実感</u>、○<u>尊厳のある暮らし</u>、○<u>利用者のプライバシーの保護</u></p> <p><u>(2) ICF</u></p> <p>○<u>介護分野における ICF</u></p> <p><u>(3) QOL</u></p> <p>○<u>QOL の考え方</u>、○<u>生活の質</u></p> <p><u>(4) ノーマライゼーション</u></p> <p>○<u>ノーマライゼーションの考え方</u></p> <p><u>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</u></p> <p>○<u>身体拘束禁止</u>、○<u>高齢者虐待防止法</u>、○<u>高齢者の養護者支援</u></p> <p><u>(6) 個人の権利を守る制度の概要</u></p> <p>○<u>個人情報保護法</u>、○<u>成年後見制度</u>、○<u>日常生活自立支援事業</u></p> <p>2. <u>自立に向けた介護</u></p> <p><u>(1) 自立支援</u></p> <p>○<u>自立・自律支援</u>、○<u>残存能力の活用</u>、○<u>動機と欲求</u>、○<u>意欲を高める支援</u>、○<u>個別性／個別ケア</u>、○<u>重度化防止</u></p> <p><u>(2) 介護予防</u></p> <p>○<u>介護予防の考え方</u></p>

<p>3 介護の基本</p>	<p>4 時間</p>	<p>1. 介護職の役割、専門性と多職種との連携</p> <p>(1) 介護環境の特徴の理解 ○訪問介護と施設サービスの違い、<u>○地域包括ケアの方向性</u></p> <p>(2) 介護の専門性 ○<u>重度化防止・遅延化の視点、○利用者主体の支援姿勢、○自立した生活を支えるための援助、○根拠のある介護、○チームケアの重要性、○事業所内のチーム、○多職種から成るチーム</u></p> <p>(3) 介護に関わる職種 ○<u>異なる専門性を持つ多職種の理解、○介護支援専門員、○サービス提供責任者、○看護師等とチームとなり利用者を支える意味、○互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、○チームケアにおける役割分担</u></p> <p>2. 介護職の職業倫理 <u>職業倫理</u> ○<u>専門職の倫理の意義、○介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、○介護職としての社会的責任、○プライバシーの保護・尊重</u></p> <p>3. 介護における安全の確保とリスクマネジメント</p> <p><u>(1) 介護における安全の確保</u> ○<u>事故に結びつく要因を探り対応していく技術、○リスクとハザード</u></p> <p><u>(2) 事故予防、安全対策</u> ○<u>リスクマネジメント、○分析の手法と視点、○事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）、○情報の共有</u></p> <p><u>(3) 感染対策</u> ○<u>感染の原因と経路（感染源の排除、感染経路の遮断）、○「感染」に対する正しい知識</u></p> <p>4. 介護職の安全 介護職の心身の健康管理 ○<u>介護職の健康管理が介護の質に影響、○ストレスマネジメント、○腰痛の予防に関する知識、○手洗い・うがいの励行、○手洗いの基本、○感染症対策</u></p>
<p>4 介護・福祉</p>	<p>3</p>	<p>1. 介護保険制度</p> <p><u>(1) 介護保険制度創設の背景及び目的、動向</u></p>

<p>サービスの理解と医療との連携</p>	<p>時間</p>	<p>○ケアマネジメント、○予防重視型システムへの転換、○地域包括支援センターの設置、○地域包括ケアシステムの推進</p> <p>(2) 仕組みの基礎的理解</p> <p>○保険制度としての基本的仕組み、○介護給付と種類、○予防給付、○要介護認定の手順</p> <p>(3) 制度を支える財源、組織・団体の機能と役割</p> <p>○財政負担、○指定介護サービス事業者の指定</p> <p>2. 医療との連携とリハビリテーション</p> <p>○医行為と介護、○訪問看護、○施設における看護と介護の役割・連携、○リハビリテーションの理念</p> <p>3. 障害福祉制度及びその他制度</p> <p>(1) 障害者福祉制度の理念</p> <p>○障害の概念、○ICF（国際生活機能分類）</p> <p>(2) 障害福祉制度の仕組みの基礎的理解</p> <p>○介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</p> <p>(3) 個人の権利を守る制度の概要</p> <p>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p>
<p>5 介護におけるコミュニケーション技術</p>	<p>6 時間</p>	<p>1. 介護におけるコミュニケーション</p> <p>(1) 介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割</p> <p>○相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、○傾聴、○共感の応答</p> <p>(2) コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <p>○言語的コミュニケーションの特徴、○非言語コミュニケーションの特徴</p> <p>(3) 利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p>○利用者の思いを把握する、○意欲低下の要因を考える、○利用者の感情に共感する、○家族の心理的理解、○家族へのいたわりと励まし、○信頼関係の形成、○自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、○アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</p> <p>(4) 利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <p>○視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、○失語症に応じたコミュニケーション技術、○構音障害に応</p>

		<p><u>じたコミュニケーション技術、○認知症に応じたコミュニケーション技術</u></p> <p><u>2. 介護におけるチームのコミュニケーション</u></p> <p><u>(1) 記録における情報の共有化</u></p> <p><u>○介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、○介護に関する記録の種類、○個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、○ヒヤリハット報告書、○5W1H</u></p> <p><u>(2) 報告</u></p> <p><u>○報告の留意点、○連絡の留意点、○相談の留意点</u></p> <p><u>(3) コミュニケーションを促す環境</u></p> <p><u>○会議、○情報共有の場、○役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、○ケアカンファレンスの重要性</u></p>
6 老化の理解	6 時間	<p><u>1. 老化に伴うこころとからだの変化と日常</u></p> <p><u>(1) 老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴</u></p> <p><u>○防衛反応（反射）の変化、○喪失体験</u></p> <p><u>(2) 老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</u></p> <p><u>○身体的機能の変化と日常生活への影響、○咀嚼機能の低下、○筋・骨・関節の変化、○体温維持機能の変化、○精神的機能の変化と日常生活への影響</u></p> <p><u>2. 高齢者と健康</u></p> <p><u>(1) 高齢者の疾病と生活上の留意点</u></p> <p><u>○骨折、○筋力の低下と動き・姿勢の変化、○関節痛</u></p> <p><u>(2) 高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</u></p> <p><u>○循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、○循環器障害の危険因子と対策、○老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、○誤嚥性肺炎、○病状の小さな変化に気付く視点、○高齢者は感染症にかかりやすい</u></p>
7 認知症の理解	3 時間	<p><u>1. 認知症を取り巻く状況</u></p> <p><u>認知症ケアの理念</u></p> <p><u>○パーソンセンタードケア、○認知症ケアの視点（できることに着目する）</u></p> <p><u>2. 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理</u></p> <p><u>認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</u></p> <p><u>○認知症の定義、○もの忘れとの違い、○せん妄の症状、○健</u></p>

		<p>康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、○ 治療、○薬物療法、○認知症に使用される薬</p> <p>3. 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活</p> <p>(1) 認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>○認知症の中核症状、○認知症の行動・心理症状（BPSD）、○ 不適切なケア、○生活環境で改善</p> <p>(2) 認知症の利用者への対応</p> <p>○本人の気持ちを推察する、○プライドを傷つけない、○相 手の世界に合わせる、○失敗しないような状況をつくる、○ すべての援助行為がコミュニケーションであると考えらるこ と、○身体を通じたコミュニケーション、○相手の様子・表 情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、○認知症の進行に 合わせたケア</p> <p>4. 家族への支援</p> <p>○認知症の受容過程での援助、○介護負担の軽減（レスパイ トケア）</p>
8 障害の理解	3 時間	<p>1. 障害の基礎的理解</p> <p>(1) 障害の概念と ICF</p> <p>○ICF の分類と医学的分類、○ICF の考え方</p> <p>(2) 障害福祉の基本理念</p> <p>○ノーマライゼーションの概念</p> <p>2. 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり 支援等の基礎的知識</p> <p>(1) 身体障害</p> <p>○視覚障害、○聴覚、平衡障害、○音声・言語・咀嚼障害、 ○肢体不自由、○内部障害</p> <p>(2) 知的障害</p> <p>○知的障害</p> <p>(3) 精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む）</p> <p>○統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、 ○高次脳機能障害、 ○広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの 発達障害</p> <p>(4) その他の心身の機能障害</p> <p>3. 家族の心理、かかわり支援の理解</p> <p>家族への支援</p> <p>○障害の理解・障害の受容支援、○介護負担の軽減</p>

9 こころとからだのしくみと生活支援技術	7.5 時間	<u>1. 介護の基本的な考え</u> <u>○理論に基づく介護 (ICF の視点に基づく生活支援、我流介護の排除)、○法的根拠に基づく介護</u>
		2. 介護に関するこころのしくみの基礎的理解 ○学習と記憶の基礎知識、○感情と意欲の基礎知識、○自己概念と生きがい、○老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、○こころの持ち方が行動に与える影響、○からだの状態がこころに与える影響
		<u>3. 介護に関するからだのしくみの基礎的理解</u> ○人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、○骨・関節・筋に関する基礎知識、○ボディメカニクスの活用、○中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、○自律神経と内部器官に関する基礎知識、○こころとからだを一体的に捉える、○利用者の様子の普段との違いに気づく視点
	14.5 時間	<u>4. 生活と家事</u> 家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観
		5. 快適な居住環境整備と介護 快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境 環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ○家庭内に多い事故、○バリアフリー、○住宅改修、○福祉用具貸与
		7. 移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立に向けた介護 移動・移乗に関する基礎知識、さまざまな移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動移乗を阻害するこころとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 ○利用者と介護者の双方が安全で安楽な方法、○利用者の自然な動きの活用、○残存能力の活用・自立支援、○重心・重力の働きの理解、○ボディメカニクスの基本原理、○移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、○移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、○褥瘡予防

		<p>8. 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護 <u>食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援</u> <u>○食事をする意味、○食事のケアに対する介護者の意識、○低栄養の弊害、○脱水の弊害、○食事と姿勢、○咀嚼・嚥下のメカニズム、○空腹感、○満腹感、○好み、○食事の環境整備(時間・場所等)、○食事に関した福祉用具の活用と介助方法、○口腔ケアの定義、○誤嚥性肺炎の予防</u></p> <p>11. 睡眠に関したところとからだのしくみと自立に向けた介護 <u>睡眠に関する基礎知識、さまざまな睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法</u> <u>○安眠のための介護の工夫、○環境の整備(温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室)、○安楽な姿勢・褥瘡予防</u></p> <p>12. 死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護 <u>終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援</u> <u>○終末期ケアとは、○高齢者の死に至る過程(高齢者の自然死(老衰)、癌死)、○臨終が近づいてきたときの兆候と介護、○介護従事者の基本的態度、○多職種間の情報共有の必要性</u></p>
	2 時間	<p>13. 介護課程の基礎的理解 <u>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</u></p>
10 振り返り	2 時間	<p><u>1. 振り返り</u> <u>○研修を通して学んだこと、○今後継続して学ぶべきこと</u> <u>○根拠に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等)</u></p> <p><u>2. 就業への備えと研修修了後における継続的な研修</u> <u>○継続的に学ぶべきこと、○研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における事例(Off-JT、OJT)を紹介</u></p>

【入門的研修修了者】

講座	最大免除時間	免除科目
基礎・入門講座	6時間	3 介護の基本
	6時間	6 老化の理解
	6時間	7 認知症の理解
	3時間	8 障害の理解
入門講座	2時間	3 介護の基本 (「介護における安全の確保とリスクマネジメント」及び「介護職の安全」のみ)
	6時間	6 老化の理解
	6時間	7 認知症の理解
	3時間	8 障害の理解

【認知症介護基礎研修修了者】

最大免除時間	免除科目
6時間	7 認知症の理解

【訪問介護に関する3級課程修了者】

科目 ○数字は項目	最大免除時間	研修内容 ※ <u>下線部</u> は、免除ができる部分。
1 職務の理解	3時間	<p>3. 多様なサービスの理解 ○介護保険サービス (<u>居宅、施設</u>)、○介護保険外サービス</p> <p>2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解 ○<u>居宅、施設</u>の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</p> <p>○<u>居宅、施設</u>の実際のサービス提供現場の具体的イメージ(視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等)</p> <p>○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との</p>

		連携
2 介護における 尊厳の保持・ 自立支援	3時 間	<p>1. 人権と尊厳を支える介護</p> <p><u>(1) 人権と尊厳の保持</u></p> <p>○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利用者のプライバシーの保護</p> <p><u>(2) ICF</u></p> <p>○介護分野における ICF</p> <p><u>(3) QOL</u></p> <p>○QOL の考え方、○生活の質</p> <p>(4) ノーマライゼーション</p> <p>○ノーマライゼーションの考え方</p> <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <p>○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</p> <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <p>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</p> <p>2. 自立に向けた介護</p> <p><u>(1) 自立支援</u></p> <p>○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</p> <p>(2) 介護予防</p> <p>○介護予防の考え方</p>
9 こころとからだのしくみと 生活支援技術	4時 間	<p><u>4 生活と家事</u></p> <p><u>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u></p> <p>○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</p>
	3時 間	<p><u>13. 介護過程の基礎的理解</u></p> <p>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</p>

(別添4) 生活援助従事者研修課程を受講する場合の科目の免除について

【入門的研修修了者】

講座	最大免除時間	免除科目
基礎・入門講座	4時間	3 介護の基本
	9時間	6 老化と認知症の理解
	3時間	7 障害の理解
入門講座	2時間	3 介護の基本 (「介護における安全の確保とリスクマネジメント」及び「介護職の安全」のみ)
	9時間	6 老化と認知症の理解
	3時間	7 障害の理解

【認知症介護基礎研修修了者】

最大免除時間	免除科目
3時間	6 老化と認知症の理解 (「認知症の理解」の部分のみ)

【訪問介護に関する3級課程修了者】

科目 ○数字は項目	最大免除時間	研修内容 ※ <u>下線部</u> は、免除ができる部分。
1 職務の理解	2時間	<u>1. 多様なサービスの理解</u> ○介護保険サービス(居宅、施設)、○介護保険外サービス <u>2. 介護職の仕事内容や働く現場の理解</u> ○居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ○居宅、施設の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等) ○ケアプランの位置付けに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携
2 介護における尊厳の保持・自立支援	3時間	1. 人権と尊厳を支える介護 <u>(1) 人権と尊厳の保持</u> ○個人として尊重、○アドボカシー、○エンパワメントの視点、○「役割」の実感、○尊厳のある暮らし、○利

		<p><u>用者のプライバシーの保護</u></p> <p><u>(2) ICF</u></p> <p><u>○介護分野における ICF</u></p> <p><u>(3) QOL</u></p> <p><u>○QOL の考え方、○生活の質</u></p> <p>(4) ノーマライゼーション</p> <p><u>○ノーマライゼーションの考え方</u></p> <p>(5) 虐待防止・身体拘束禁止</p> <p><u>○身体拘束禁止、○高齢者虐待防止法、○高齢者の養護者支援</u></p> <p>(6) 個人の権利を守る制度の概要</p> <p><u>○個人情報保護法、○成年後見制度、○日常生活自立支援事業</u></p> <p>2. 自立に向けた介護</p> <p><u>(1) 自立支援</u></p> <p><u>○自立・自律支援、○残存能力の活用、○動機と欲求、○意欲を高める支援、○個別性／個別ケア、○重度化防止</u></p> <p>(2) 介護予防</p> <p><u>○介護予防の考え方</u></p>
8 こころとか からだのしくみ と生活支援技 術	4時 間	<p><u>4 生活と家事</u></p> <p><u>家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u></p> <p><u>○生活歴、○自立支援、○予防的な対応、○主体性・能動性を引き出す、○多様な生活習慣、○価値観</u></p>
	3時 間	<p><u>13. 介護過程の基礎的理解</u></p> <p><u>○介護過程の目的・意義・展開、○介護過程とチームアプローチ</u></p>

(参考2)

実務経験証明書

年 月 日

研修事業者様

施設・団体名

(指定事業者番号) ()

代表者氏名 印

施設種別

住 所 〒

電 話 番 号

次の者は、介護等の業務の従事経験を有することを証明します。

ふりがな
(氏 名)

(施設・団体名)

(従事職種)

(就業期間) 年 月 日 ～ 年 月 日

(従事日数) 日間

※従事職種については、従事している業務内容を含めできるだけ具体的に記載してください。

実 習 の 取 扱 い

- 1 実習を行う際には以下の要件を満たすようにする。
 - ア 知事が認める高齢者、障害者施設等とする（下表 2 参照）。
 - イ 実習指導者（実習受入担当者）が確保されている。ただし、承諾書の様式での証明を認める。
- 2 実習は下表に記載する施設等について実施する。

実 習 対 象 施 設
特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
身体障害者療護施設
肢体不自由児施設
認知症対応型共同生活介護事業所
現に介護サービスを提供している有料老人ホーム
小規模多機能型居宅介護事業所
訪問介護事業所
通所介護施設
在宅介護支援センター
地域包括支援センター
訪問看護ステーション

- 3 実習のカリキュラムについては、研修カリキュラム（様式 8）と一体として知事に提出すること。また出席簿（様式 16）に実習施設（事業者）名、実施年月日を記入すること。
- 4 実施科目及び実施時間については、以下の通りとする。
 - ア 介護職員初任者研修課程
 - ・研修科目のうち「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能である。
 - ・カリキュラム全 130 時間のうち上限を 32 時間とし、かつ指定基準に示す各科目の

研修時間数の 1/3 以内の範囲で設定することとする（ただし、「1. 職務の理解」及び「10. 振り返り」を除く）。

イ 生活援助従事者研修課程

- ・「8. こころとからだのしくみと生活支援技術」の移動・移乗に関連した実習を2時間実施すること。
- ・「1. 職務の理解」及び「9. 振り返り」において、施設の見学等の実習を活用するほか、効果的な研修を行うため必要があると考えられる場合には、他のカリキュラムにおいても施設の見学等の実習を活用することも可能である。

5 事業者は、実習受入施設と実習施設設置者承諾書（様式 11）を取り交わし、実習受入施設の実習指導員と連携して計画を定める。

受 講 証 明 書

介護員養成研修（介護職員初任者研修課程・生活援助従事者研修課程）のうち、下記の科目を修了したことを証明します。

記

受講者氏名	
生年月日	年 月 日
修了科目 (時間数)	

※複数の修了科目がある場合には、列記すること。

年 月 日

事業者名

代表者

印

研修機関が公表すべき情報の内訳

研修機関情報	法人情報☆	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人格・法人名称・住所等 ● 代表者名、研修事業担当理事・取締役名 △ 理事等の構成、組織、職員数等 △ 教育事業を実施している場合・事業概要 △ 研究活動を実施している場合・概要 △ 介護保険事業を実施している場合・事業概要 △ その他の事業概要 △ 法人財務情報
	研修機関情報☆	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所名称・住所等 ● 理念 ● 学則 ● 研修施設、設備 △ 沿革 △ 事業所の組織、職員数等 △ 併設して介護保険事業を実施している場合・事業概要☆ △ 財務セグメント情報
研修機関情報	研修の概要	<ul style="list-style-type: none"> ● 対象 ● 研修のスケジュール（期間、日程、時間数） ● 定員（集合場所、実習）と指導者数 ● 研修受講までの流れ（募集、申し込み） ● 費用 ● 留意事項、特徴、受講者へのメッセージ等
	課程責任者	<ul style="list-style-type: none"> ● 課程編成責任者名 △ 課程編成責任者の略歴、資格
	研修カリキュラム (通信) 修了評価	<ul style="list-style-type: none"> ● 科目別シラバス ● 科目別担当教官名 ● 科目別特徴 演習の場合は、実技内容・備品、指導体制 ● 科目別通信・事前・事後学習とする内容及び時間 ● 通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題 ● 修了評価の方法、評価者、再履修等の基準

	実習施設 (実習を行う場合)	<ul style="list-style-type: none"> ● 協力実習機関の名称・住所等☆ ● 協力実習機関の介護保険事業の概要☆ ● 協力実習機関の演習担当者名 ● 実習プログラム内容、プログラムの特色 ● 実習中の指導体制・内容、振り返り、実習指導等 △ 実習担当者の略歴、資格、メッセージ等 ● 協力実習機関における延べ人数
講師情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 名前 ● 略歴、現職、資格 △ 受講者向けメッセージ等 △ 受講者満足度調査の結果等 	
実績情報	<ul style="list-style-type: none"> ● 過去の研修実施回数（年度ごと） ● 過去の研修延べ参加人数（年度ごと） △ 卒業率・再履修率 △ 卒後の就職状況（就職率／就業分野） △ 卒後の相談・支援 	
連絡先等	<ul style="list-style-type: none"> ● 申し込み・資料請求先 ● 法人の苦情対応者名・役職・連絡先 ● 事業所の苦情対応者名・役職・連絡先 	
質を向上させるための取り組み	<ul style="list-style-type: none"> △ 自己評価活動、相互評価活動 △ 実習の質の向上のための取り組み、研修機関と実習機関との連携 △ 研修活動、研究活動 △ 研修生満足度調査情報（アンケート、研修生の声など） △ 事業所満足度調査情報（アンケート、事業所の声など） 	

●：必須 △：可能な限り公表 ☆：他のページにリンクで対応可

- ※ インターネット上のホームページにより情報を公開する。
- ※ サーバーは、法人ごと事務所ごとに自ら確保する。
- ※ 県は、研修機関のアドレスについて、受講生がアクセスしやすい方法で公表する。
- ※ 基本ストラクチャは変更しない。

**介護員養成研修事業者の
申請手続き等について**

介護員養成研修事業者の申請手続き等について

I 介護員養成研修事業者指定申請手続きについて

- ・ 茨城県内に事業所があって介護員養成研修事業を行おうとする者（以下「事業者」という。）は、受講生の募集を開始する2月前までに、茨城県介護員養成研修事業者指定要綱の様式1「介護員養成研修事業者指定申請書」（以下「事業者指定申請書」という。）を茨城県知事あて1部提出してください。
- ・ 申請書類はA4版で統一し、申請書の項目順に添付書類を整理して提出してください。
- ・ 過去に事業者として活動した実績があっても、事業を廃止した後で再開する場合には、新たに事業者としての指定を受けることが必要です。
- ・ 事業者指定申請の際には、介護員養成研修指定申請書（以下「研修指定申請書」という。）も併せて提出してください。その際、研修指定申請書で原本の提出が必要な書類については、事業者指定申請書に原本を添付している場合、研修指定申請書にはコピーを添付することで代えて差し支えありません。
- ・ 書類の不備等により募集を開始する予定日までに事業者の指定が間に合わなかった場合には、再度日程を組み直すなどして、申請書類を出し直していただくことが必要になります。

1 介護員養成研修事業者指定申請書

(1) 申請者

- ・ 申請者は、法人又は法人によって構成される団体に限ります。個人による申請は認めません。
- ・ 所在地、事業者名、代表者名、役職名を明記してください。その際の記載内容は、登記簿又は団体規約等と同様にしてください。
- ・ 所在地は主たる事業所の所在地としてください。原則として本店所在地となりますが、本店が県外にある等の場合には、支店登記等を添付したうえで、各拠点事業所や支部等の所在地での事業者指定が可能です。
- ・ 代表者は研修事業の責任者である支部長や事業部長等ではなく、代表取締役や理事長等申請団体の長としてください。
- ・ 事業者指定を受けた法人が他の法人と合併した場合は、事業を継続する場合であっても、新規事業者として事業者指定申請が必要になります。
- ・ 研修担当者の欄は県に提出する書類の作成担当者とその連絡先を記載してください。

(2) 事業開始予定年月日

初回研修の開講予定年月日を記入してください。

2 学則

- ・ 学校が研修を実施する場合でも、法令上定めてある学則ではなく、介護員養成研修についての学則を別途定めて提出してください。

3 研修カリキュラム

- ・ 要綱に定められた規定のカリキュラムを含んだ表を提出してください。その際、必ずしも様式8を使う必要はありませんが、様式に含まれる項目（実施年月日、時間、科目、内容、講師氏名等）は全て記入してください。
- ・ 「こころとからだのしくみと生活支援」については、事業者指定申請書、研修指定申請書の提出のいずれの場合にも、科目の欄に記入する際、科目名だけでなくその時間に実施する内容（「生活と家事」等）まで記載し、要綱に定める内容が全て含まれるようにしてください。
- ・ 学校等で、規定のカリキュラムと異なる科目名で授業を実施している場合には、その授業の中に規定のカリキュラムの内容及び時間数が含まれていることが確認できる表を作成してください。
- ・ 要綱で規定するカリキュラムの時間数は「60分=1時間」で算定していますので、学校等で研修を実施する場合、1コマが50分の授業であれば、規定の時間数を超えるように留意してカリキュラムを組んでください。（例：規定の時間数が3時間の科目を1コマ50分の授業で実施する場合→4コマ以上必要）

4 講師担当科目一覧

- ・ 研修の各科目を担当する講師について、講師氏名と担当科目、過去の担当経験（新規の指定申請の場合、他機関での経験）の有無について記載し、講師の履歴書（自筆・証明写真貼付）及び資格証の写を添付してください。
- ・ 一度審査を受けた講師履歴については、特に変更がない限り、新たな研修指定申請書に添付する必要はありません。

5 講義室及び演習室の平面図

- ・ 講義及び演習に使用する会場について、会場名、所在地、広さを記載した見取り図を提出してください。なお、見取り図には机、椅子、ベッド、車椅子、ポータブルトイレ、浴槽等、研修に必要な備品等も記載してください。
- ・ 事業者が、契約関係等により同一の場所を長期間継続的に確保した場合には、賃貸契約書等の提出は必要ありません。公民館、市町村民センター等、使用する度に申し込みを行って会場を確保するものについては、利用承諾書等の証明書類を添付してください。

6 修了証明書

- ・ 添付する修了証明書の様式は、要綱に定める文言通りであれば、飾り等のついた実際に交付する予定のものでなくとも構いません。
- ・ 学校の校長名で修了証明書の交付を行いたい場合は、申請者名（法人代表者）と学校名及び校長名を併記してください。

7 申請者の資産状況

(1) 定款等について

- ・ 申請者の定款、寄付行為等に介護員養成研修を実施できる旨の規定が必要です。それらについて、代表者が原本証明したものを提出してください。
- ・ 法人の登記簿謄本（申請日から3月以内のもの）を提出してください。
- ・ 公益法人については、研修を行うことについて事前に所轄庁に協議してください。その結果、定款等を変更しなくてよいとする判断があった場合でも、理事会等で法人として介護員養成研修事業を実施する意思決定がなされた議事録の写しを、原本証明したうえで提出してください。
- ・ 学校法人の設置する学校及び国の法令に基づく養成施設が生徒を対象として研修を実施する場合、学則に規定することが必要となりますので、学校所轄庁と協議のうえ、学則変更の手続きを行い、所轄庁の受理通知の写しを添付して、学則を提出してください。

(2) 資産状況について

- ・ 申請者の資産状況を示すものとして、申請前1年以内に作成された直近の決算書、貸借対照表等の書類、あるいは同等の内容が分かるものを提出してください。

8 県税に未納がないことを証する納税証明書

- ・ 県税に未納がないことを証するものとして、県内の県税事務所が発行する納税証明書を添付してください。

Ⅱ 介護員養成研修の指定申請書（様式7）の提出について

- ・ 事業者として指定を受けた後、実際に開催しようとする全ての研修について、募集を開始する1月前（事業者指定申請時を除く）までに茨城県知事あて研修指定申請書を提出してください。県の承認を受けてはじめて研修を実施することが可能になります。
- ・ 研修学則については、事業者指定申請時に添付した学則とは別に提出してください。
- ・ 通学形式で研修を実施していた事業者が通信形式を併用しての研修を初めて行う場合、実際に使用する予定の課題、解答等の資料を添付してください。

※ 実習施設設置者承諾書について

- ・ 研修で予定している全ての実習施設について、実習承諾書（原本）を添付してください。添付がない場合は、実習施設として認められません。
- ・ 承諾書の有効期限は、研修開始予定日又は提出日から1年以内です。ただし、学校教育法に基づく学校又は国の法令に基づく養成施設（以下「学校」という。）での研修については、修学期間が有効期限となります。
- ・ 研修指定申請の承認のないまま研修を実施すると事業者指定取り消しの対象になります。

Ⅲ 介護員養成研修事業者指定変更承認申請書（様式 3）、
介護員養成研修指定変更承認申請書（様式 12）について

- ・ 事業者の指定後又は研修の指定後に要綱第 4 条第 1 項及び要綱第 9 条第 1 項に規定する内容に変更がある場合には、変更を加える 2 月前又は 20 日前までに介護員養成研修事業者指定変更承認申請書、介護員養成研修変更承認申請書を提出し、県の承認を受ける必要があります。
- ・ 学則等を変更する場合、新旧を対比させた資料を添付してください。
- ・ 申請書の提出がないまま、研修を実施していた場合には、事業者指定取り消しの対象になります。

IV 介護員養成研修事業者指定変更届出書（様式 4）、
介護員養成研修指定変更届出書（様式 13）について

- ・ 事業者の指定後又は研修の指定後に要綱第 5 条第 1 項及び第 10 条第 1 項に規定する内容に変更がある場合には、変更を加える 10 日前までに**介護員養成**研修事業者指定変更届出書、**介護員養成**研修指定変更届出書を県に届け出る必要があります。
- ・ 事業者名称の変更の場合には、**介護員養成**研修事業者指定変更届出書の提出に基づき、変更前の事業者指定番号と同一の番号で再指定を行います。
- ・ 定員については、届出時より減る場合には申請は必要ありません。増加する場合のみ書類を提出してください。
- ・ **介護員養成**研修事業者指定変更届出書又は**介護員養成**研修指定変更届出書の提出がないまま、所在地や講師等を変更して実施していた場合には、事業者指定取り消しの対象になります。

変更内容	添付書類
会場の変更、追加等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新しく使用する予定の会場見取り図 ・ 一時的に借り上げる場合は利用承諾書等の写し
定員の増加等により、研修規模を拡大する変更	<p>定員増に伴い、会場、講師、実習施設の増加が必要な場合、下記のうち必要な書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①追加会場一覧、新会場見取り図（借上げの場合利用承諾書の写し） ②変更した研修カリキュラム、講師担当科目一覧表 ③新規の講師の履歴書、資格証の写し ④追加実習施設一覧、実習承諾書 ⑤新予算書
日程の変更	<p>日程のどの部分を変更するのか明確にし、新しい研修カリキュラムを添付してください。</p>
講師の追加、変更等	<p>講師変更後の研修カリキュラム、講師担当科目一覧表、（新規に追加する場合）講師の履歴書、資格証の写し</p>
テキストの変更	<p>新旧テキスト名を記載してください。新しいテキストを一部提出していただく場合もあります。</p>

V 介護員養成研修休講届出書（様式14）について

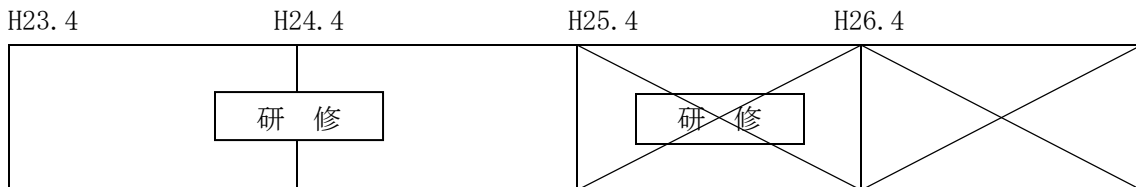
- ・ 研修の指定を受けた後、何らかの理由で研修を中止することになった場合、介護員養成研修休講届出書に理由を記載して提出してください。年度内に1回しか開催しない研修を中止する場合には、併せて休止届も提出してください。

**VI 介護員養成研修事業廃止・休止届出書（様式5）、
介護員養成研修事業再開届出書（様式6）について**

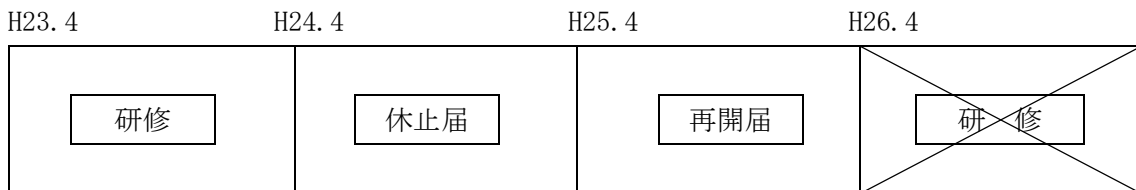
- ・ 研修事業の一時的な中止、変更等により研修事業を1年度(4月から3月までの1年間)以上実施しない場合には、休止届を事前に知事に提出することで、1年度間に限り事業休止期間を設けることができます。
- ・ 年度をまたいで行われる研修は、開講日が属する年度の事業として考えますので、研修修了が次の年度になる場合、次年度内に1回以上研修を実施しないと廃止とみなされます。

(事業休止の考え方)

①事業廃止とみなす場合

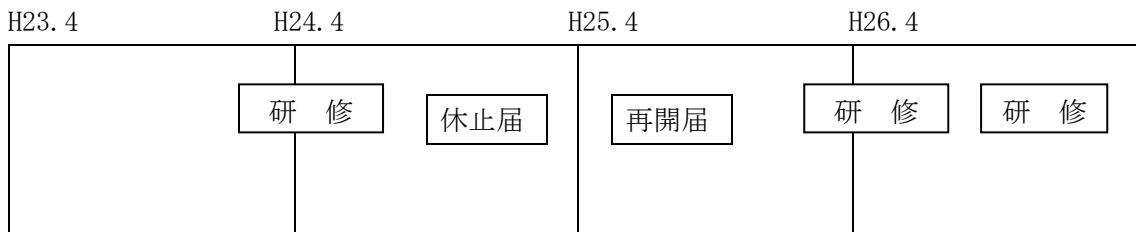


年度をまたいだ研修は単なる事業の継続に過ぎず、平成24年度は研修を行っていないとみなすため、休止届を提出せず1年度以上事業を行っていないことになり、廃止とみなす。



平成24年度に休止届を出しても、平成25年に全く研修を行わなければ、2年度事業を行っていないため、廃止とみなす。

②休止後再開が可能な場合



平成25年度末までに研修を行えば、廃止とはみなさない。

- ・ 今後全く研修を行わないことが明らかになった場合、事業の廃止届を提出してください。
- ・ 廃止届提出後、研修事業を再開したい場合には、再度事業者指定申請手続きを必要とします。

VII 介護員養成研修事業実績報告書（様式15）について

- 実績報告書について、ほぼ同時期に行った複数のコースの資料をまとめて提出する場合には、受講者数、修了者数について、どのコースで何名修了したのかが分かるように記載してください。
- 通信制の場合、出席簿の写しのほか、採点・評価状況を記録した書類の写しも併せて提出してください。
- 科目免除規定に該当する受講者がいた場合には、条件を満たすことを証明できる書類を添付してください。
- 様式 17「修了者名簿」については、紙媒体を添付するとともに、電子データによる提出もお願いいたします。

記 載 例

(記載例1)

介護員養成研修事業者指定申請書に添付する学則の例

※ゴシック体の表記は作成上の注意ですので作成の際は書かないでください。

※上記はあくまでも最低限の必要事項を例として記載しただけですので、必要に応じて補講や科目免除、受講の取り消し措置等の事項を記載してください。

※通信形式の場合には、対象地域や添削指導の方法の明記が必要になります。

株式会社〇〇介護員養成研修事業 学則

(目的)

第1条 (どのような理念、考え方をもって研修事業を実施しようとするのか記載してください。)

(名称)

第2条 株式会社〇〇介護職員初任者研修

(研修課程)

第3条 研修課程は、介護職員初任者研修課程とする。

(研修形式)

第4条 研修形式は、通信形式とする。

(研修カリキュラム)

第5条 別添のとおり。

(専任講師氏名)

第6条 専任講師については、次のとおりとする。

・茨城太郎、常陸一郎、霞ヶ浦花子

(研修修了の認定方法)

第7条 茨城県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て修了し、「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。

(受講資格)

第8条 次の者に受講資格を認める。

介護業務に従事を希望する者(受講資格については研修ごとに対象者が異なる場合は併記してください。)

(受講手続)

第9条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、期日までに申しこむ。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了する。
- (2) 当社は、書類審査のうえ、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あて通知する。
- (3) 受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当社は受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(受講料)

第10条 受講料は、〇〇〇〇円(テキスト、実習費込み)とする。

(記載例2)

介護員養成研修指定申請書に添付する学則の例

※ゴシック体の表記は作成上の注意ですので作成の際は書かないでください。

※上記はあくまでも最低限の必要事項を例として記載しただけですので、必要に応じて補講や科目免除、受講取り消し等の事項を記載してください。

※通信形式併用の場合には、対象地域や添削指導の方法の明記が必要になります。

株式会社〇〇介護員養成研修事業研修学則

(目的)

第1条 (どのような理念、考え方をもって研修事業を実施しようとするのか記載してください。)

(名称)

第2条 株式会社〇〇介護職員初任者研修養成研修

(研修課程)

第3条 研修課程は、介護職員初任者研修課程とする。

(研修形式)

第4条 研修形式は、通信形式とする。

(実施場所)

第5条 県庁舎13階 長寿福祉課(水戸市笠原町978番6)

(実施場所の名称、住所を記載してください。)

(研修期間)

第6条 2019年4月1日～2019年6月1日

(研修定員)

第7条 30名

(研修カリキュラム)

第8条 別添のとおり。

(専任講師氏名)

第9条 専任講師については、次のとおりとする。

- ・茨城太郎
- ・常陸一郎
- ・霞ヶ浦花子

(研修修了の認定方法)

第10条 茨城県介護職員初任者研修に係る事業者及び研修指定要綱に定める所定のカリキュラムを全て修了し、「9. ころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得が評価され、かつ修了評価の結果が所定の水準を超えるものであることが確認された場合に修了証明書を交付し、修了認定を行う。

(受講資格)

第11条 次の者に受講資格を認める。

介護業務に従事を希望する者

(受講手続)

第12条 募集手続は以下のとおりとする。

- (1) 当社指定の申込用紙に必要事項を記載のうえ、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込み受付は終了とする。
- (2) 当社は、書類審査のうえ、受講者の決定を行い、受講決定通知書を受講者あて通知する。
- (3) 受講通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。
- (4) 当社は受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(受講料)

第13条 受講料は、〇〇〇〇円（テキスト、実習費込み）とする。

(通信実施方法)

第14条 通信形式で研修を行う対象地域は、茨城県内とする。

- 2 添削指導方法については、提出期限までに課題が提出されていることを確認し、担当講師が添削を行う。評価水準に達していない場合には、面接指導等を行った後に再度、課題を提出させるものとする。

(記載例3)

介護員養成研修指定申請書に添付する研修カリキュラム (通学)

※ゴシック体の表記は作成上の注意ですので作成の際は書かないでください。

※作成にあたっては、指定基準及び運営指針の別紙2～3及び別添「各科目の到達目標、評価、内容」を参照のうえ、記入してください。

※通信形式で実施する科目については、研修カリキュラム(2)にまとめて記入してください。

株式会社〇〇介護員養成研修カリキュラム(1)

1 開講式

2019年4月1日(月) 8:30~9:00

2 研修内容

研修課程：介護職員初任者研修課程

年月日 (曜日)	時間 (実施時間数)	科目	内容	講師職氏名 (講師要件等)	備考
2019年 4月1日(月)	9:00~12:00 (3時間)	1. 職務の理解	・多様なサービスの理解	茨城 太郎 (介護福祉士)	専任
	13:00~16:00 (3時間)		・介護職の仕事内容	茨城 太郎 (介護福祉士)	専任
2019年 4月2日(火)	9:00~12:00 (3時間)	2. 介護における尊厳の保持・自立支援	・人権と尊厳を支える介護	霞ヶ浦 花子 (社会福祉士)	兼任
	13:00~16:00 (3時間)		・自立に向けた介護	霞ヶ浦 花子 (社会福祉士)	兼任
2019年 4月3日(水)	9:00~12:00 (3時間)			霞ヶ浦 花子 (社会福祉士)	兼任
・ ：					
2019年 4月15日(月)	9:00~11:00 (2時間)	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 「4. 生活と家事」	・家事と生活の理解 【講義】	水戸 大介 (介護福祉士)	専任
2019年 4月16日(火)	9:00~11:00 (2時間)	9. ころとからだのしくみと生活支援技術 「4. 生活と家事」	・家事援助に関する基礎的知識と生活支援【演習含む】	茨 一子 (栄養士)	兼任

			(演習を含む科目や実習の科目については、その旨を記載してください。)		
・ ・ ・					
2019年 5月14日(火)	13:00~15:00 (2時間)	10. 振り返り 「2. 就業への備えと研修終了後における継続的な研修」	・研修終了後における継続的な研修について【実習】		

3 閉講式

2019年5月31日(金) 10:00~11:00

(記載例4)

介護員養成研修指定申請書に添付する研修カリキュラム (通信)

※作成にあたっては、指定基準及び運営指針の別紙2～3及び別添「各科目の到達目標、評価、内容」を参照のうえ、記入してください。

※通学形式で実施する科目については、研修カリキュラム(1)にまとめて記入してください。

株式会社〇〇介護員養成研修カリキュラム(2)

通信制における科目別課題の提出期限

研修課程：介護職員初任者研修課程

研修期間：2019年4月1日～2019年5月31日

提出回	科目	内容	科目ごとの提出期限	時間数	講師氏名 (講師要件等)	備考
第1回	1. 職務の理解	・多様なサービスの理解 ・介護職の仕事内容や働く現場の理解	2019年4月10日	6時間	霞ヶ浦 花子 (社会福祉士)	兼任
⋮	⋮		⋮		⋮	⋮
第5回	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	・介護の基本的な考え方	2019年5月13日	6時間	関東 浩次 (介護福祉士)	専任
第6回	9. こころとからだのしくみと生活支援技術	・生活と家事	2019年5月25日	6時間	常陸 次郎 (看護師)	兼任



茨城県

茨城県介護員養成研修事業指定要綱

茨城県介護員養成研修指定基準及び運営指針

編集・発行 茨城県福祉部 長寿福祉課

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6 号

電話 029-301-3343 FAX 029-301-3348

電子メール chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp